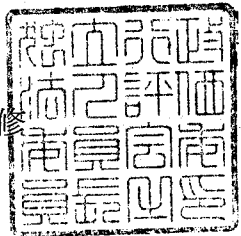




独評発第0828023号
平成25年8月28日

独立行政法人国立成育医療研究センター
理事長 五十嵐 隆 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 山口 修



独立行政法人国立成育医療研究センターの平成24年度における業
務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項の規定に基づく平成24
年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、そ
の結果を別添のとおり通知する。



独立行政法人
国立成育医療研究センター
平成24年度業務実績の評価結果

平成25年8月22日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成24年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立成育医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成24年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の3年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成24年度業務実績全般の評価

受精、妊娠に始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至るリプロダクションによってつながれた、ライフサイクルに生じる疾患に対する研究と医療を推進するため、病院と研究所が一体となり、日本人のエビデンスの収集や、疾病に悩む患者や家族に対し、安全性と有効性を十分に検証した上で高度先駆的医療の開発と提供を行うとともに、小児救急医療、周産期医療を含めた成育医療全般に関して、チーム医療、包括医療に配慮したモデルを確立し、これらを全国的に展開していくことが求められている。

平成24年度においては、理事長のリーダーシップの下、昨年度に引き続き職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持している。中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、臨床研究センターの知財・産学連携室が企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進すること等により共同研究実施数が31件と、平成21年度と比較して15件の大幅な増加をしたこと、小児に対する医薬品の用法・用量の不明確さ、採算性の低さから生じる開発の遅れなどに対し小児医薬品・医療機器開発を行うための環境を整備するため、小児領域に特化した治験基盤である「小児

治験ネットワーク」を小児病院間で構築し、その運用を開始したことは評価する。

また、センターが担当する研究分野で最も重要な使命である再生医療の確立として、ヒト ES 細胞 3 株を樹立（これまでに 7 株樹立）し、ヒト ES 細胞の将来的な移植治療への応用を目指し医薬品医療機器総合機構、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の実用化に向けた促進事業を開始したこと、肥満やメタボリックシンドローム研究の有用なツールとしてヒト ES/iPS 細胞から脂質・糖代謝改善作用を持つ褐色脂肪細胞を作製することに成功した。

原著論文数の実績として、286 件の発表を行い、特に国際共同研究の成果として損失生存年数、障害調整生命年、グローバル疾病負荷の 3 つの指標について 3 編の成果を Lancet 誌に掲載したこと、臨床研究の倫理に関する研修会を定期的を開催することで、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行った結果、臨床研究実施件数及び治験実施件数の合計は 158 件と、平成 21 年度と比較して 82 件の大幅な増加をした。

医療の提供について、年間小児肝移植症例数は世界最多となる 46 例を実施し、生存率 98%と良好な成績であるとともに、高度先駆的医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」を 68 例実施するなど、最新の EBM に基づく成育医療を提供したことは評価する。

さらに、病院所属で研究所や臨床研究センターで研究を開始する医師、大学又は企業に所属してセンターで研究に従事する研究者など、様々な人材交流を推進するとともに、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げている者に上級研究員の称号を与える等の取り組みを行っている。

こうしたことを踏まえると、平成 24 年度の業務実績の評価に当たり、センターは、平成 22 年の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

3 年目の業務実績の評価については、中期計画 5 年間の折り返し地点に差し掛かったところであり、引き続き、目標達成に向けた取り組みを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

研究所と病院との一層の連携強化を図るため、共同研究会議の開催数を平成 21 年度に比べ 7 回上回る 59 回実施（前年度 56 回）するとともに、新規共同研究数も平成 21 年度に比べ 6 件増加し 28 件（前年度 26 件）となっており、着実に取り組んでいる。

臨床研究センターの知財・産学連携室が企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた結果、平成24年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は31件となり、平成21年度に比して93.8%増加（対前年度63%増）させるとともに、小児専門医療施設など計31施設（小児病棟病床数合計約5,500床）からなる「小児治験ネットワーク」において、進捗管理システム等のIT化と治験手続きの統一化を行い、小児治験ネットワーク中央治験審査委員会（中央IRB）による製薬企業主導治験2件（延べ5施設で実施）、医師主導治験1件（3施設で実施）の一括審査が終了し治験を実施したことは高く評価する。

② 病院における研究・開発の推進

規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。

また、治験推進室では臨床研究における計画・立案支援を7件、実施支援を10件実施するとともに、治験推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいて新規医師主導治験の計画・立案支援を行ったことは評価する。

なお、平成24度のデータマネジメント受託数は、18件であり毎年度増加している。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

原著論文数の実績として、286件（平成21年度に比して12%増、対前年度3%増）の発表を行い、特に国際共同研究の成果として損失生存年数、障害調整生命年、グローバル疾病負荷の3つの指標について3編の成果をLancet誌に掲載し、ギランバレー症候群、糖尿病や腰痛などの末梢神経障害の原因遺伝子2種を特定し、Science Signaling誌に掲載したことは評価する。

（成育疾患の本態解明）

先天性内分泌疾患（偽性副甲状腺機能低下症）を招く新規PRKAR1A変異の同定及び先天症候群（Pierre Robin sequence）の原因となる新規ゲノム構造異常の同定に成功しその成果を発表した。また、精子、卵子の形成過程において、ゲノムインプリンティング（妊娠や胎児発育等に必要な後天的な遺伝子の記憶）はリセットされ、卵子の形成過程においてゲノムインプリンティングに必須な酵素Dnmt3Lに依存したメカニズム以外に依存しない、新たなメカニズムも存在することを発表した。

（成育疾患の実態把握）

「成育コホート研究」を継続実施し、追跡年齢は6歳から8歳に達し1,126名（72.6%）

と高い追跡率を維持した。毎年の調査に加え、遺伝子解析のための唾液検体または血液検体の収集を開始し約 500 名分の検体を収集した。また、センターで出産した妊婦と児を対象に「成育母子コホート研究」を開始し、「成育コホート研究」では解析できなかった胎盤や臍帯血を収集しゲノム及びエピゲノム解析を行い、特に早産・低出生体重児やハイリスク妊娠等の母と児をケースとしたネステッド・ケースコントロール、ケースコホート研究を重点的に実施した。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究について厚生労働大臣より承認された。

また、遺伝子治療の臨床研究や治験を推進するため革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「遺伝性難病に対する遺伝子治療薬の臨床開発に向けた安全性、有効性評価の確立、ガイドライン作成・人材交流」を PMDA 等との共同で研究を開始した。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

PMDA、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES 細胞を加工した製品や ES 細胞を活用した医薬品等のスクリーニングや有効性・安全性の評価方法の確立」を開始した。

臨床研究の倫理に関する研修会を定期的を開催することで、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行った結果、臨床研究実施件数及び治験実施件数の合計は 158 件と、平成 21 年度と比較して 82 件 (208%増、対前年度 104%増) の大幅な増加となった。

(医療の均てん化手法の研究開発の推進)

成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、作成・製本化が完了した周産期診療部門のガイドラインに引き続き、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインを複数作成した。

(情報発信手法の開発)

センターの Web サイト内の年間ページ更新数は 1,073 件であり、母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査についての情報発信など最新情報の積極的提供を行った結果、サイト全体での平均ページビュー47,080 件/日 (前年度比 2.49 倍) となりアクセス数が大幅に伸びた。

妊娠と薬情報センターについて、相談方法等の電話問い合わせが 3,756 件 (前年度 2,324 件)、相談に対する医師・薬剤師による回答 (外来での回答、電話での回答

等)は 2,386 件(前年度 1,096 件)と大幅に増加した。相談事例データベースをもとにしたエビデンス創出のため、妊娠結果の追跡調査を行い 813 件発送し 695 件の回答(回答率 85%)を得た。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

年間小児肝移植症例数は世界最多となる児 46 例を実施し、生存率 98%と良好な成績であるとともに、平成 22 年 7 月に施行された改正脳死移植法に伴い、小児脳死移植施設認定を受け、小児脳死肝移植 4 例を成功裏に実施した。平成 23 年度については、手術指導・支援 12 回及びエジプトへ海外手術指導 7 回を実施し移植医療の標準化に努めた。

胎児治療として、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術を 68 例実施し国内最多の症例数であり、一児生存率 95%は世界でもトップレベルであること、胎児胸水に対するシャント術を 9 例実施したことは高く評価する。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

セカンドオピニオン外来について、利用者にわかりやすいようホームページを改訂し、特に小児がん関連のセカンドオピニオン外来を多数開設しているため利用者の便宜を考え小児がん関連の再掲欄を設けたこと、セカンドオピニオンに該当するケースでは一般診療でなくセカンドオピニオン外来に案内するようセンター内周知を図ったこと等により、セカンドオピニオン実施件数が 145 件となり、平成 21 年度と比較して 116 件(500%増、対前年度 46%増)増となったことは評価する。

医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行い、対策(検体ラベルの再印刷禁止の再徹底、輸血検体認証徹底のためのカルテ記載機能追加、アラーム対応の徹底等)を立案、各部署に周知した。また、リスクマネジメントマニュアル(術前・術後指示の運用、院内の緊急事態の連絡・対応システム)を改訂し、院内に周知した。

全職員対象に医療安全研修会を 7 回実施するとともに、「医療安全ポケットマニュアル」eラーニングテストを 2 回実施し、受講率はそれぞれ 83.6%、98.5%であった。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

GCU(新生児強化治療室)12床の増床を行い MFICU(母体胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)を有効活用できるようになったことで、母胎搬送受け入れ例は 114 件と、前年度の 107 件から増加した。年間分娩件数は 1,942 件と、前年度の 1,637 件から大幅に増加し、その内約 7 割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩であるが、積極的な受け入れを行い、適切な周産期医療を提供しながら他の

医療機関との連携強化も図っており、周産期医療の中核的役割を果たしていることは評価する。

また、32,975名の小児救急患者を診療し、3,598台の救急車搬送を受け入れ、小児救急患者を診療している。32,975名の来院患者の中で、“蘇生”及び“緊急”とトリアージされた患者は合計4,982名（15.1%）、入院となった患者は4,204名（12.7%）で、いずれも小児救急医療機関として高い数字であり、緊急度、重症度の高い患者を受け入れており、これは、重症患者の緊急“迎え”搬送として、他院からの搬送要請に応え緊急で他院まで“搬送チーム”を派遣し、センターまで搬送転院させるという体制により94名の重傷患者を搬送（前年度40名）したこと、小児重症患者を迅速に受け入れ救命治療を速やかに行うための事業である「東京都こども救命センター事業」に則って他院から602名の患者を受け入れたこと（前年度411名）等によるものである。

（3）人材育成に関する事項

センター常勤医師で留学を希望するものを対象に審査を行い、留学期間延長申請、新規申請の計3名の留学を承認した。

センター内だけでなく他の医療機関の医療従事者も対象とした情報発信に関するモデル研修等を年24回と昨年より8回多く企画・実施した。

医師、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等について、大学や病院等から幅広く実習生を受け入れたこと、日本救急看護学会トリアージナース教育コース、小児看護専門看護師教育課程、理学療法士学生臨床実習、作業療法士学生臨床実習、言語聴覚療法士学生臨床実習、診療放射線技師コースの研修生を受け入れたことなど成育医療に関する人材育成を積極的に行ったことは評価する。

（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

他の医療機関が参加するセミナーやカンファレンス等を積極的に実施するなど標準的医療等の普及を図るとともに、小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。

臨床研究セミナー、小児整形外科カンファレンス、小児病院カンファレンス等を通じ標準的医療等の普及を図った。

小児と薬ネットワーク推進室を新設し、全国の小児医療機関等からなる小児医療機関ネットワークを活用して副作用情報や投与量情報等を収集する体制の整備を開始した。

医療従事者や一般市民向けの公開講座を開催するとともに最新知見等を情報発信する専門的ホームページとして小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトにおいて、各分野の専門情報を提供した。医療者・研究者向けの情報「メールマガジン」は11本配信し、配信先は480（前年度比38増）、一般向けの情報「すこや

かジャーナル」は 12 本配信し、配信先は 1,859（前年度比 76 増）であったことは評価する。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

長年にわたりセンターが独自に行ってきたコホート研究の資産を活用し、ゲノム及びエピゲノム解析による成育疾患の解析を精力的に行った。これらのゲノム解析およびエピゲノム解析はセンターで行う遺伝子治療や再生医療に貢献し、また、追従する他の医療機関の遺伝子治療や再生医療の貴重な参考データとして活用可能であり、あるいは行政の指針等に活用できるものである。

国が行う iPS・ES 細胞の承認や治療に関する委員会に参画し専門的提言を行うなど、ヒト ES 細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、昨年度に行った改訂の提言が採用され、指針の改定につながったことは評価する。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

理事会、執行役員会議、企画戦略室等による運営を引き続き適切に実施することにより、ガバナンスの強化や研究・医療等の充実に資する事業計画策定及び的確かつ迅速な意思決定を行っていることは評価する。

適切かつ効率的なセンターの運営に資するため、特命事項を担う副院長複数制を強化することとし、従来の「看護・環境整備」に「入院診療（除周産期）」、「教育・研究・外来診療」、「経営・財務」、「医療安全・入院診療（周産期）」の担当を加え、5人体制とすることを決定した。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより、損益計算において経常収支率 103.5%（経常利益約 8.0 億円）であり、独立行政法人化後 3 期連続 100%以上を維持していることは評価する。

6 つの国立高度専門医療研究センターによる医薬品等の共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを引き続き実施している。

一般管理費の節減については、中期計画の目標として 15%減のところ 26.2%減と既に中期計画を上回っている。

医業未収金については、定期的な督促業務を精力的に行うとともに、特に新規発生の防止に重点を置き、事前の預かり金制度、クレジットカードによる支払いを引き続き行った。加えて、クレジットカードの取引会社を増やすことで中期計画の数

値目標を上回る低減ができた。

情報管理部に新たに診療情報管理士 1 名、システム管理専門職 1 名を増員し、情報の解析や文書管理の体制を強化するとともに、病院内で利用する患者向けの文書や診療マニュアルなどを既存の汎用情報システムで管理できるようにし特別の費用をかけずに電子的管理を達成した。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

内部監査を担当する監査室において、内部監査細則に基づき内部監査実施基準を定め、監査手続きの明確化を図り、外部資金による研究費等の経理に関する事項、契約に関する事項、収入管理・債権管理に関する事項、給与、勤務時間管理に関する事項、法人文書管理に関する事項、倫理規程・行動規範の遵守状況及び内部通報事務の実施状況を重点事項とする内部監査計画を策定し、監査を実施したことは評価する。

監事の業務監査において、特に科学研究費に関する物品購入手続きの妥当性、契約に関する審査・監視体制を重点事項として取り組んだ。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

寄附受け入れについては、ホームページで具体的な目的等の案内を行い、その他の競争的資金についても職員に対する情報提供や手続きにかかる助言を行う等、獲得に努めていることは評価する。

研究・医療の高度化、経営面の改善、患者の療養環境の改善等のための整備については、自己資金等を活用し借入金の元利償還を約定通り行うことで、長期借入金の残高を減少させた。

(9) その他業務運営に関する事項

組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度について、対象者を拡大し全職員を対象に実施した。

女性の働きやすい環境整備について、子育て支援に係る育児短時間勤務制度、3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限する制度など各種制度の周知を図るとともに、院内保育所の設置に係る準備を行い 25 年 4 月に院内保育所を開設することとしたことは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともにコスト削減に努め、収支改善を推進したことにより、当期純利益 8.0 億円を計上した。

② 保有資産の管理・運用等について

保有財産については、自らの病院事業、研究及び臨床研究事業に有効活用している。

「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定）を踏まえ、老朽化した宿舎については除却し、その跡地には教育研修センターの整備を開始することで有効活用を図っている。

知的財産については、センター職務発明等規程に基づき管理している。

③ 組織体制・人件費管理について

センターの給与水準について、平成 24 年度のラスパイレス指数は、研究職 118.1、医師 110.2、看護師 118.6、事務・技術職 114.0 となっており、その原因としては、地域手当の水準が 18% であること、国家公務員給与の臨時特例法を踏まえた措置は、役職限定で行ったため等が主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えます。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

今後とも適正な組織体制・人件費管理を行い、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくことも重要である。

福利厚生費については、事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

職員に経営の効率化・経費縮減に対する意識の向上を図るとともに、一定額（原則 50 万円）以上の支出については、委員会等の審議を経て購入等を決定している。

更に重要（高額等）案件については、外部有識者を委員に含めた契約審査委員会において、事前審査を行っている。旅費についても、日常的な点検を行っており、不要不急な出張等を行われていない。こうした継続的な取り組みを行っている。

⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取り組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会においては、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約の妥当性等の点検

を行う観点から、平成 23 年 12 月から平成 24 年 12 月までに締結した契約について審議を行った。今後も、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に引き続き期待する。

⑥ 内部統制について

新理事長が就任し、若手医師との意見交換、診療科毎のヒアリングなどを通じてセンターのミッションの浸透とともに現状における問題点の改善方策の検討に結びつけており、また、ミッションに係る理事会、執行役員会での説明、ホームページやイントラネットへの掲載等により全職員の意識の共有化を図っている。理事長によるマネジメントの実効性確保として、理事長の補佐機関として重要案件に関与する理事長特任補佐室の設置、人員・予算の配分調整等をする部署としての企画戦略室の設置などによる体制を構築している。

また、監事による監査、監査室による内部監査、理事長直属のコンプライアンス室によるリスク評価などを実施していることは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであると言える。

加えて、監事は、センター内の各所管部門の責任者との面談を日常的に行うなどにより内部統制上の問題点の整理、改善について理事長へ報告している。

さらに、センターの実績は年度計画を大幅に上回っており、今後においても、役員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効性を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直し等について

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で講ずべきとされた見直しについては、実施済みであり、引き続き効率的な取り組みを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績																				
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 研究・開発に関する事項</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項 センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加させる。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項 平成22年度より開始した臨床研究センターを中心として、病院及び研究所から企画・立案された臨床研究を迅速に推進・実施する。また、高度先駆的医療の研究・開発においては、前臨床研究・臨床研究を経て、実用化し普及させるための協力体制を構築していく。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所、臨床研究センターと病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラウンドラウンド等を共同開催する。平成24年度は、研究所、臨床研究センターと病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して12%増加させる。また、研究所、臨床研究センターと病院による調整を行い、新規共同研究数を平成21年度に比べ18%増加させる。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 研究・開発に関する事項 研究所と病院の連携を深めるために、臨床研究の企画・立案・実施、及び、支援を行う中核的組織を構築し、高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資するという観点から、平成22年4月1日に臨床研究センターを開設し、臨床試験・研究・他施設との共同研究データセンターとしての業務を開始している。</p> <p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的の実施している。平成24年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は59回となり、平成21年度の52回を7回（13%）上回った。病院・研究所による新規共同研究を推進するため、成育研究開発費申請に当たり病院と研究所（臨床研究センター）との共同研究を義務化した。その結果として、平成24年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は28件であり、平成21年度の22件に比して6件（27%）増加した。</p> <table border="1"> <caption>研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数</caption> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52回</td> <td>56回</td> <td>56回</td> <td>59回</td> <td>7回 (13.5%増)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>病院・研究所による新規共同研究数</caption> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22件</td> <td>25件</td> <td>26回</td> <td>28回</td> <td>6回 (27.3%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【説明資料】 資料1：研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数 [1頁] 資料2：病院・研究所の新規共同研究数 [5頁]</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	52回	56回	56回	59回	7回 (13.5%増)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	22件	25件	26回	28回	6回 (27.3%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減																			
52回	56回	56回	59回	7回 (13.5%増)																			
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減																			
22件	25件	26回	28回	6回 (27.3%増)																			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携</p>	<p>② 産学官等との連携強化 ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。 これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加させる。</p>	<p>② 産学官等との連携強化 企業等の産業界、大学等の研究機関との研究に関する連携強化を引き続き図る。独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等の推進を図るために導入された医薬品等治験基盤整備事業による小児治験ネットワークを機能させる。 平成24年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成21年度に比して6%増加させる。</p>	<p>② 産学官等との連携強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 臨床研究センターの知財・産学連携室は、企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担っている。また、共同研究審査委員会が中心となって共同研究契約書の記述を確認する作業が定着した。その結果、研究者の意識改革が進み、平成24年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成21年度に比して93.8%増加した。 特定領域治験基盤整備事業（厚生労働省医政局）による小児領域に特化した日本初の「小児治験ネットワーク」は平成24年度末で31施設が参加し施設間連携を構築した。平成24年度は最終年度にあたるが、小児治験ネットワーク中央治験審査委員会（いわゆる中央IRB）が実質的に機能し、また、各種インフラの稼働・検証を実施することができた。治験の一括審査が可能な中央IRBは平成24年度に9回開催され、製薬企業主導治験2件（延べ5施設で実施）、医師主導治験1件（3施設で実施）の審査を終了し治験が実施された。なお、平成25年度には5件以上の製薬企業主導治験審査が予定されている。製薬企業（治験依頼者）からの依頼に応じる治験実施可能性調査（症例数調査も含める）は平成23年度9件に対し平成24年度は14件と増加した。また、小児領域特有の医療現場での剤形変更に係るニーズ調査に基づき、製薬企業に開発促進を働きかける機能も持たせた。なお、「小児治験ネットワーク」の機能は、臨床研究中核病院（後述）の中で引き続き維持・発展してゆくこととなった。 平成25年5月9日、臨床研究中核病院整備事業（厚生労働省医政局）による臨床研究中核病院の指定を受けた。本事業は、総長の強力な指導力の下、組織横断的に構築する支援体制を礎に、小児稀少難治性疾患に対して国内外の研究者によって見出された新たな治療法について、網羅的・系統的にそのニーズを吸い上げ、その臨床応用のための入口戦略を立て、適切かつ迅速に医師主導治験やICH-GCP準拠の臨床試験へつなぎ、出口までの支援を行うものである。 <p>企業及び他の研究機関との共同研究実施数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16件</td> <td>17件</td> <td>19件</td> <td>31件</td> <td>15件 (93.8%増)</td> </tr> </tbody> </table>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	16件	17件	19件	31件	15件 (93.8%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
16件	17件	19件	31件	15件 (93.8%増)									
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 戦略的に研究・開発（研究開発費を含む）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための委員会において、企画及び評価を実施するとともに、さらにこれらを検証し、より有効な評価体制の構築に努める。</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 平成23年度より、成育研究開発費の新規課題採択に関して、外部評価委員会で審議する前段階の課題決定に関して、透明性を確保すべくセンター内において評価委員会を開催している。課題提案者全員のプレゼンテーションを実施し、厚生労働省科学評価の方式に従った評価項目に関して委員全員の合計点数をもとに課題を決定することとしたが、平成24年度より、評価に応じて配分金額を増減させることとしている。 研究・開発の評価の見直しについて、従来のインパクトファクター（雑誌を評価するための指標）に加えて、個々の研究成果をより客観的に評価できる被引用回数を用いた研究評価方法について検討を続け、人事の参考としている。</p> <p>【説明資料】 資料3：共同研究承認課題一覧 [6頁] 資料4：治験基盤整備事業（小児治験ネットワーク）業績 [7頁] 資料5：小児治験ネットワークIRBによる審査状況と治験実施状況 [11頁] 資料6：国立成育医療研究センター臨床研究中核病院構想 [12頁]</p>										

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績														
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努める。 このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させる。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制を確立し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図る。また、平成23年度に設置した外部専門家による知的財産相談窓口を充実させ、職務発明申請案件の新規性、進歩性の相談を推進させる。 平成24年度は、センターとして職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して12%増加させる。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進</p> <p>1. 知的財産の権利化に繋がるシーズ探索、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図るため、平成23年度から顧問弁理士を導入したが、相談件数が増えつつあり、十分に機能している。平成24年度の審査件数は16件であった。なお、審査16件中新規申請は15件であり、平成23年度の新規審査8件を大幅に上回った。なお、平成24年度に2件の特許が成立した。</p> <p>2. 職務発明の審査に係る手順を昨年度に作成したが、本年度はその手順に沿って手際よく審議することが可能であった。また、職務発明に係る研究者の意識を高める取り組みとして、顧問弁理士による知財セミナーを1回開催した。講演の中では特に、同一研究課題で毎年学会発表する際の成果公表の注意点が参考になった。</p> <p>職務発明委員会における審査件数</p> <table border="1" data-bbox="1762 705 2890 800"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7件</td> <td>8件</td> <td>18件</td> <td>16件</td> <td>9件 (128.6%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【説明資料】 資料7：職務発明届出・審査状況一覧 [19頁]</p>					平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	7件	8件	18件	16件	9件 (128.6%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減													
7件	8件	18件	16件	9件 (128.6%増)													

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
<p>■評価項目1■ 研究・開発に関する事項 (1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p>	<p>(総合的な評定) 研究所部長によるセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的を実施することにより、研究所と病院が連携する会議の開催数は増加し、また、病院・研究所による新規共同研究を推進するため、成育研究開発費申請に当たり、病院と研究所（臨床研究センター）との共同研究を義務化することにより、新規共同研究数も増加し、それぞれ年度計画を達成している。 我が国における小児医薬品・医療機器開発を行うための環境を整備するため、小児領域に特化した治験基盤である「小児治験ネットワーク」を小児病院間で構築し、その運用を開始した。小児治験ネットワーク中央治験委員会（中央IRB）により治験の一括審査を行い治験が実施された。また、医師主導治験やICH-GCP準拠の臨床研究を推進していくため、臨床研究中核病院整備事業による臨床研究中核病院となるべく準備を進めた。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 臨床研究センターの知財・産学連携室が企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた結果、平成24年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は31件となり、平成21年度に比して93.8%増加（対前年度63%増）させるとともに、小児専門医療施設など計31施設（小児病棟病床数合計約5,500床）からなる「小児治験ネットワーク」において、進捗管理システム等のIT化と治験手続きの統一化を行い、小児治験ネットワーク中央治験審査委員会（中央IRB）による製薬企業主導治験2件（延べ5施設で実施）、医師主導治験1件（3施設で実施）の一括審査が終了し治験を実施したことは高く評価する。</p>	
<p>[数値目標] ・研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30%以上増加 （平成21年度 会議等開催数 52回、新規共同研究 22件） ・企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10%以上増加 （平成21年度 16件） ・職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加 （平成21年度 7件）</p>	<p>・研究所と病院が連携する会議等の開催数は59回、平成21年度に比べ7回増加、病院・研究所による新規共同研究数は28回、平成21年度に比べ6回増加した。 ・知財・産学連携室と研究所が連携して共同研究を推進した結果、平成24年度の実施件数は31件となり、平成21年度に比して15件（93.8%）増加し、年度計画を大幅に上回ることができた。（業務実績2頁参照） ・相談支援体制を強化した結果、平成24年度の審査件数は16件となり、平成21年度に比して9件（128.6%）増加し、年度計画を大幅に上回ることができた。（業務実績3頁参照）</p>		<p>(各委員の評定理由) ・Lancet誌への3編の成果掲載など、共同研究推進は評価できる。ただし、想定外の成果はやや不足。 ・産学連携の基盤整備が進んでいる。 ・小児治験ネットワークにおいて、システムのIT化と統一を行った。 ・共同研究実施数の著しい増加など高く評価できる。 ・病院・研究所による新規共同研究数、企業及び他の研究機関との共同研究実施数、職務発明委員会における審査件数など、24年度計画を大幅に上回っており、その意欲的な取組は評価に値する。 ・企業及び他の研究機関との共同研究を推進し、共同研究数が大変増えるなど、概ね計画を上回って進んでいる。</p>	
<p>[評価の視点] ・基礎研究の成果を臨床での実用化につなげることや、臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との連携強化を図るとともに相互的人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進しているか。 ・産官学等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備しているか。 ・戦略的に研究・開発（研究開発費を含む。）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・成育研究開発費新規課題申請に関して、病院、臨床研究センターと研究所との共同研究であることを最優先事項として明記した。 実績：○ ・研究所と病院が中心となり、臨床研究センターが橋渡しを担う形で、先天性高アンモニア血症に対する肝細胞治療、慢性肉芽腫症に対する遺伝子治療等の臨床研究の推進、先進医療「EBウイルス感染症迅速診断」の承認支援を行った。 ・臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と、病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた。その結果、平成24年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成21年度に比して93.8%増加した。（業務実績2頁参照） 実績：○ ・成育研究開発費の新規課題採択に関して、外部評価委員会で審議する前段階の課題決定に関して、透明性を確保すべくセンター内において評価委員会を開催している。課題提案者全員のプレゼンテーションを実施し、厚生労働省科学評価の方式に従った評価項目に関して委員全員の合計点数をもとに課題を決定することとしているが、平成24年度より、評価に応じて配分金額を増減させることとした。</p>			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・研究者に対する知的財産管理の相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元を努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ関係の知財に詳しい弁理士を外部専門委員として委嘱し、研究所ならびに臨床研究センター内から日常的に相談できる体制を構築した。 ・研究者に対し知財の意識を高めてもらうための知財セミナーを開催した。 	
<p>・特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務発明の審査手順を明確にし手順書を作成した。 ・企業へのライセンスができない等、今後の見通しが少ない特許について、権利放棄等の見直しを行った。 	
<p>・検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが職務発明と認定した発明のうち、今後、権利を継承してゆくものとして整理を行った。 ・センターが企業、大学等と共同で出願し、権利を保有する特許について見直しを行い、実用化の見込みのないものについては、権利を放棄する等の処理を行った。 	
<p>・特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財に明るい弁理士を外部専門委員として確保し、相談体制を充実させた。 	
<p>・実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンサイエンスTL0へ権利譲渡した発明のライセンス状況については定期的に報告を求めている。 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>(2) 病院における研究・開発の推進 治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化 センターにおいて、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化 治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成24年度は、臨床研究センターを中心に治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を交えた臨床研究支援部門において、新規医師主導治験や高度医療制度を念頭においた新規臨床治験の立案を開始する。 また、治験申請から症例登録（First patient in）までの期間を平均110日以内とする。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>1. 臨床研究支援 臨床研究規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。治験推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいては、新規医師主導治験1課題の計画・立案を行い、プロトコル作成を支援し、他に1課題の実施支援準備を行った。また計画・立案段階から支援している医師主導治験2課題（4プロトコル、主任研究者は他施設所属）については、症例検討会を開催し、総括報告書作成を支援した。 臨床研究について、治験推進室では、平成24年度は臨床研究の計画・立案支援を7件（平成23年度11件）実施し、うち2件は高度医療制度を念頭においた新規臨床試験で、プロトコル作成まで支援した。またCRCによる臨床研究の実施支援を10件（平成23年度からの継続7件を含む、平成23年度10件）実施した。 平成24年度の実施治験数は18件（2件の製造販売後臨床試験を含む）であった。新規治験5件での治験申請から症例登録（First patient in）までの期間は、平均219日（最短44日、最長304日）であった。症例登録がなかった3件を除くと、平均105日と目標を達成した。これら3件はいずれも自閉症を対象とした治験で、治験薬がすでに適応外使用されており、また、定期的受診が必要など保護者の同意取得が困難であることが期間延長の原因と考える。これらの治験に関してはポスター掲示、リーフレット配付等を行い、症例登録促進に取り組んでいる。</p> <p>2. 先端的医療の基盤・手技の開発推進 肝細胞移植臨床研究の実現に向け、病院と研究所が連携して移植用細胞のバンキングを着実に進めている。 慢性肉芽腫症の遺伝子治療については病院、研究所および臨床研究センターが、各々、治療実施、治療用ベクター保管等およびデータマネジメントの役割を持って連携し推進体制が完了している。 医療機器については、新型の内視鏡、多自由度鉗子、超音波診療装置を対象として病院診療科、臨床研究センターならびに国内外の研究機関や企業等と共同して開発を進めてきた。平成24年度は複数の内視鏡に関し薬事承認可能なレベルにまで開発が進んだ。なお、国外の共同機関は、タイ・チュラロンコン大学、シンガポール国立大学、台湾国立大学、香港クイーンエリザベス病院等である。</p> <p>② 倫理性・透明性の確保 倫理審査委員会を13回、IRBを10回開催した。審査した研究に関する情報を倫理委員会は12回更新し、IRBは、10回分すべてを更新した。研究倫理の講習会については、臨床研究の指針等について、センター掲示板に掲示するとともに、電子メールにより各人に周知し、3回実施した。 また、倫理委員会への申請時に、主任研究者及び分担研究者が講習会を受講していない場合は、eラーニングによる講習を受けることを十分説明し、受講の確認も行っている。 なお、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容や審査結果等については、議事要旨をホームページ上で開示している。 さらに、倫理委員会及びIRBで審査を行う場合は、当該臨床研究に対する患者及び家族からの問い合わせ先の記載や研究結果の公表に関する記載がされているかを確認の上審査を行い、記載が適当でない場合は、研究計画や説明資料等を修正させている。</p> <p>【説明資料】 資料8：平成24年度の治験実績 [20頁] 資料9：倫理委員会・IRB開催状況一覧 [23頁]</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目2■ 研究・開発に関する事項 (2) 病院における研究・開発の推進</p>		<p>(総合的な評定) 臨床研究規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。 治験推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいては、新規医師主導治験（高度医療制度を念頭においたものを含む）の計画・立案支援を行った。 倫理審査委員会及びIRBを適正に運営させるため、講習会等への参加の義務付け、患者・家族への情報開示、議事要旨のホームページ公開等を行っている。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p>	<p>治験推進室では臨床研究における計画・立案支援を7件、実施支援を10件実施するとともに、治験推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいて新規医師主導治験の計画・立案支援を行ったことは評価する。</p>
<p>[数値目標] ・倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新</p>		<p>・倫理審査委員会を13回開催、12回更新した。IRBを10回開催し、10回更新した。 (業務実績6頁参照)</p>	<p>(各委員の評定理由)</p>	<p>・臨床研究支援数が増加している。 ・臨床研究支援体制の整備等による臨床研究機能の強化、倫理委員会等における審査情報の公開等による倫理性・透明性の確保など、継続的な取組がなされている点は評価できる。 ・治験申請から症状登録までの平均日数につき、平成24年度計画より具体的な数値目標を設定しているが、自閉症を対象とした治験の特殊性を勘案し、これらを平均日数から除外しなければ、目標値達成に至らなかったという点で、今後の更なる取組が期待される。</p>
<p>[評価の視点] ・臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努めているか。 ・倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開しているか。 ・職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、臨床研究についての適切な情報開示、さらに臨床研究の実施に当たっては、十分な説明を行っているか。</p>		<p>実績：○ ・臨床研究に対する支援の充実を目的に規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究方法論の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした体制により、治験推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいて、計画・立案段階から支援を行っている。 実績：○ ・倫理委員会等の委員については、指針に沿って各分野の専門家を委員とするとともに、倫理委員会やIRBにおいて審査した研究内容・審査結果等について議事要旨をホームページ上に情報公開している。(業務実績6頁参照) 実績：○ ・研究倫理の講習会については、臨床研究の指針等について、センター掲示板に掲示するとともに、電子メールにより各人に周知し、3回実施した。また、倫理委員会への申請時に、主任研究者、分担研究者が、講習会を受講していない場合は、eラーニングによる講習を受けることを、十分に説明し、受講の確認も行っている。(業務実績6頁参照)</p>		

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育疾患」という。）に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。</p> <p>このため、センターは、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。</p> <p>その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。</p> <p>具体的には別紙1に記述する。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>そこで、受精・妊娠が始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図る。</p> <p>また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。</p> <p>このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加させる。</p>	<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。</p> <p>具体的な平成24年度計画については、別紙1に記述する。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。</p> <p>平成24年度においては、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態のさらなる柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成24年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を3%増加させる。</p>	<p>（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。国立成育医療研究センター研究所における最重要ミッションは再生医療の確立であり、具体的にはヒト胚性幹（ES）細胞をもちいた臨床研究、治験の推進である。平成24年度はこのミッションに向けて医薬品医療機器総合機構等他機関との連携を開始した。連携大学院としては、東京大学、早稲田大学、東京農科大学、三重大と協定を締結し、大学院生を引き受けているところであるが、平成25年度より東京医科歯科大学と新たに協定を結び成育医学講座を開設、6名の研究所部長が連携教授として就任することになった。</p> <p>具体的な平成24年度成果については、別紙1に記述する。</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>平成22年度、23年度に引き続き再生医療センター内のセル・プロセッシング・センターにおいて、移植時の障害となるヒト以外の異種動物成分を一切使用しない培養条件を用いヒトES細胞3株を樹立した（これまでに7株樹立、京都大学は5株）。将来的に高アンモニア血症を生じる先天性代謝異常症の患者の中で肝移植が困難な症例に対して、ヒトES由来肝細胞を経門脈的に移植することを目指しているが、それを目的としてPMDA、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した製品や、ES細胞を活用した、医薬品等のスクリーニングや有効性・安全性の評価方法の確立」を開始した。平成24年度はヒトES加工医薬品（肝細胞などの分化細胞）に向けたバンク（原材料）の手順書（SOP）を作製し、安全性を評価するための細胞のバンク特性解析項目を決定、さらに細胞の有効性を担保する疾患モデル動物の試験デザインを確立した。再生医療に関わる原著論文としては、ヒトES/iPS細胞から脂質・糖代謝改善作用の持つ褐色脂肪細胞を作製することに成功したことがあげられる（Nishio M, et al. Cell Metab）。これは、肥満やメタボリックシンドローム研究の有用なツールとして期待される。</p> <p>原著論文数の実績としては、平成21年度実績に比して12%増となる286件の発表を行った。特に英文論文数は224件と前年に比しても11件増加した。平成24年度に発表された成果の中で特筆すべき事項としては、12月号のLancet誌に掲載された3編の国際共同研究成果があげられる。これらの研究により、最近20年間の疾病や傷害が人類に与える悪影響(disease burden)が浮き彫りになった。要約すると、アフリカ地域やAIDSを除き感染症は減少したものの発達障害や糖尿病などの非伝染性疾患の比率が増加し、人口増大の影響もあり大きな負荷となっているとのことである。これらの論文は最も高いエビデンスレベルの臨床研究として知られる体系的レビューといわれる研究手法により実施されている原著論文である。なお、体系的レビューとして他にCochrane Database Systematic Review誌に4編の原著論文（Web of ScienceではReviewとして分類）を発表している。そのほか、ギランバレー症候群、糖尿病や腰痛などの末梢神経障害の原因遺伝子2種を特定し、Science Signaling誌に10月と2013年3月に発表し、10月1日と3月18日にいずれもマスコミで報道されたことがあげられる。</p> <p>英文・和文の原著論文発表数</p> <table border="1" data-bbox="1765 1365 2878 1459"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>256件</td> <td>271件</td> <td>279件</td> <td>286件</td> <td>30件 (11.7%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年度 … 英文 224件、和文 62件 平成23年度 … 英文 213件、和文 66件 平成22年度 … 英文 205件、和文 66件 平成21年度 … 英文 194件、和文 62件</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	256件	271件	279件	286件	30件 (11.7%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
256件	271件	279件	286件	30件 (11.7%増)									

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p> <p>② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。 また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。</p> <p>② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。 具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることで、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。 成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。 小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。 また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 厚生労働科学研究費補助金においてゲノム解析拠点整備事業が採択されたことを受け、次世代シーケンサーを用いて反復胎状奇胎、性分化疾患、分類不能型免疫不全症、先天奇形症候群など200例以上の成育難病疾患患者遺伝子試料を解析し、新規疾患関連遺伝子変異の発見に努める。</p> <p>② 成育疾患の実態把握 胎児期から長期に渡って児の追跡調査研究を行った成育コホート研究における結果の解析を引き続き進める。 平成23年度に網羅的ゲノム解析について倫理委員会での承認が得られたため、参加者1,200家族の中から、より多くのゲノム遺伝子試料を収集し、解析に着手する。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 慢性肉芽腫症について、厚生科学審議会科学技術部会遺伝子治療臨床研究作業委員会の承認を経て、第一例の遺伝子治療を開始する。 また、胎児横隔膜ヘルニアにおける気管閉塞術を用いた胎児治療を開始する。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の先天性難治性疾患の病態を解明するために、最新の次世代シーケンサーをもちいて研究を実施している。平成24年度に次世代シーケンサーをもちいてエクソームを解析した試料は反復胎状奇胎6例、性分化疾患207例、分類不能型免疫不全症候群3例、多数の先天奇形症候群を含めて合計521であった。次世代シーケンサー設置の2011年11月からの通算では合計652例を解析した。2012年においては先天性内分泌疾患（偽性副甲状腺機能低下症）の原因となる新規PRKAR1A変異の同定（Nagasaki K, et al. J Clin Endocrinol Metab）および先天奇形症候群（Pierre Robin sequence）の原因となる新規ゲノム構造異常の同定（Fukami M, et al. Am J Med Genet A）に成功し、その成果を発表した。 また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に向けてマウスの精子と卵子の全ての後天的な遺伝情報（エピゲノム）解析を実施した。精子、卵子の形成過程において、ゲノムインプリンティング（妊娠や胎児発育等に必要な後天的な遺伝子の記憶）はリセットされる。卵子の形成過程においてゲノムインプリンティングに必須な酵素Dnmt3Lに依存したメカニズム以外に依存しない、新たなメカニズムも存在することがわかり2012年に発表した（Kobayashi H, et al. PLoS Genet）。</p> <p>② 成育疾患の実態把握 「成育コホート研究」は平成15年12月に倫理委員会の許可を得て、国立成育医療研究センターで出産した1,550名の妊婦と児を対象に開始した出生コホート研究である。毎年収集するアンケート調査の他に5歳児とその母親では健診と採血を行った。追跡年齢は6歳から8歳に達し、1,126名（72.6%）と高い追跡率を維持している。平成24年度には遺伝子解析のための唾液検体または血液検体の収集を開始し、約500名分の検体を収集した。 また、平成22年度より同様に当センターで出産した妊婦と児を対象に「成育母子コホート研究」を開始、平成25年3月までに約1500組の登録が完了した。「成育母子コホート研究」の特徴は、「成育コホート研究」では解析できなかった胎盤や臍帯血を収集しゲノムおよびエピゲノム解析を実施することである。特に早産・低出生体重児やハイリスク妊娠等の母と児をケースとしたネステッド・ケースコントロール、ケースコホート研究を重点的に実施している。 さらに、10万人の大規模出生コホート研究であるエコチル調査事業にメディカルサポートセンターとして関与し、「成育コホート研究」や「成育母子コホート研究」で培った経験を生かして、質問票の作成や各種アウトカム測定の前準備を行い、我が国の成育疾患についての原因や危険因子の探索に資するための実態把握に関する疫学研究を推進した。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究：平成18年度より国立成育医療研究センター内で審議を開始した本臨床研究は平成24年6月14日厚生労働大臣（厚生労働省発科0614第3号）により承認された。現在（平成25年4月）、各候補者の選定・除外基準（移植ドナーの有無等）の確認作業を行っており、適合被検者が決まり次第、早急に遺伝子治療臨床研究を開始する予定である。 なお、平成24年度も慢性肉芽腫症に対する遺伝子治療を推進するため、平成25年3月より、遺伝子治療の高度な技術を有する専門家を成育遺伝研究部室長とした。さらに、遺伝子治療の臨床研究や治験を推進するため病院長が代表となり革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「遺伝性難病に対する遺伝子治療薬の臨床開発に向けた安全性、有効性評価の確立、ガイドライン作成・人材交流」に応募した。その結果、採択されたのでPMDA等との共同で、遺伝子治療の臨床研究のみならず新規治療薬（ベクター）の開発を目指し研究を開始している。 胎児横隔膜ヘルニアに対する気管閉塞術の胎児治療について、欧州のセンターを訪問し、臨床見学、実地講習への参加を通じて、胎児手術、母体管理、新生児管理の体制を院内にて整備し、胎児治療を開始する準備を整えた。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績														
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。 この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。 また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。 これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図ること。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。 成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。 成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。 このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図る。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。 診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要の研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。 次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 引き続き成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成24年度においては、次世代シーケンサーを用いた網羅的遺伝子解析に着手する。 平成23年度までに基礎研究に使用するヒトES細胞株4株、特に平成23年度に樹立した異種成分を使用しないヒトES細胞の医薬品としての使用可能性について検討を行う。 また、平成24年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）実施件数の合計数において130件以上を目指す。</p> <p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、作成・製本化が完了した周産期診療部門のガイドラインに引き続き、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインの作成について検討を開始する。 また、人材育成ツールの開発に資するシステムツールの開発を目指すとともに、平成22年度に作成した医療安全マニュアルに基づいたeラーニングによる理解度把握を実施する。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 PMDA、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した製品や、ES細胞を活用した、医薬品等のスクリーニングや有効性・安全性の評価方法の確立」を開始した。平成24年度はヒトES加工医薬品（肝細胞などの分化細胞）に向けたバンク（原材料）の手順書（SOP）を作製し、安全性を評価するための細胞のバンク特性解析項目を決定、さらに細胞の有効性を担保する疾患モデル動物の試験デザインを確立した。 臨床研究の倫理に関する研修会を定期的に開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施している。平成24年度の臨床研究実施件数158件（倫理委員会承認件数140件、治験実施件数は18件（2件の製造販売後臨床試験を含む））で、平成23年度（152件）に比し、6件（4%）の増加となった。 小児循環器病領域における未承認医療機器の新規医師主導治験1課題について日本医師会治験促進センターから「治験の計画に関する研究」費を獲得し、治験実施プロトコルを完成させた。 医療機器については、新型の内視鏡、多自由度鉗子、超音波診療装置を対象として病院診療科、臨床研究センターならびに国内外の研究機関や企業等と共同して開発を進めており、平成24年度は複数の内視鏡に関し薬事承認可能なレベルにまで開発が進んだ。</p> <table border="1" data-bbox="1762 831 2873 957"> <caption>臨床研究実施件数及び治験実施件数</caption> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76件</td> <td>129件</td> <td>152件</td> <td>158件</td> <td>82回 (107.9%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、作成・製本化が完了した周産期診療部門のガイドラインに引き続き、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインを複数作成した。平成26年度に順次発刊予定である。 医療安全の意識向上を図るため、全職員対象に「医療安全ポケットマニュアル」eラーニングテストを2回（6月、12月）実施した。受講率はそれぞれ、83.6%、98.5%であった。 また、「医療安全ポケットマニュアル」の見直しを行い第2版を作成した。</p> <p>【説明資料】 資料10：eラーニング受講状況 [24頁]</p>					平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	76件	129件	152件	158件	82回 (107.9%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減													
76件	129件	152件	158件	82回 (107.9%増)													

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>② 情報発信手法の開発 成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進</p> <p>患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。</p> <p>イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。 さらに、成育医療の適正化のための医療経済学的研究推進により、不採算部門となっている小児・産科医療費の適正化に資する政策提言について検討する。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進</p> <p>ホームページ、パンフレット等、各部署が行なう一般向けの情報発信について、平成23年度に行った事業を基本に、更なる国内外における最新の情報発信手法の取り入れの可能性について研究しつつ改善を図る。</p> <p>イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 小児・新生児・周産期医療の不採算部門に対する調査並びに医療費の適正化に資する政策提言を行っていく。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <p>ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進</p> <p>センターのWebサイト内で、平成24年度Webサイトの年間ページ更新数1,073件と、引き続き最新情報の積極的提供を推進した結果、サイト全体での平均ページビュー47,080件/日（前年度比2.49倍）であった。年度後半の「無侵襲的出生前遺伝学的検査」についての豊富な情報発信がアクセス数の伸びに貢献した。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。 新たな広報戦略を図るための広報戦略部を設置し、パンフレットについて、大幅に見直しを行い製作した。 メールマガジンは24年度には11本配信し、配信先は480（前年比38増）、すこやかジャーナルは12本配信し、配信先は1859（前年比76増）であった。</p> <p>イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 日本小児総合医療施設協議会（平成24年度加盟施設数29）を対象にして、平成24年度診療報酬改定において新設された小児特定集中治療室（PICU）管理料の評価を行った。各施設における施設要件に関わる現状調査を行い、平成26年度改定のための新たな施設要件について要望書（骨子）を作成した。 厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）『システムティックレビューを活用した診療ガイドラインの作成と臨床現場におけるEBM普及促進に向けた基盤整備』の分担研究課題として、医療政策及び診療ガイドラインにおける経済評価の限界と役割についてという課題で、新生児聴覚スクリーニング検査および子宮頸がん予防ワクチンの費用対効果分析と、その政策応用をケーススタディとして、成育医療の政策における医療経済評価の適用方法の研究を行い、結果を示した。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
	<p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <p>妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来および相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。</p>	<p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <p>ホームページを介しての情報提供を引き続き推進する。特に妊娠と薬情報センターでは全国の拠点病院との連携並びに電話対応の推進により相談業務の拡充を図る。</p> <p>また、女性総合外来を中心とした、不妊・不育や合併症妊娠など、母性医療に関する情報提供についても引き続き推進する。</p>	<p>ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 妊娠と薬情報センター <ul style="list-style-type: none"> 本年度の相談業務の内訳は、相談方法などに関する電話の問い合わせが3,756件、相談に対する医師・薬剤師による回答は2,386件であった。電話による回答は1,368件と、昨年度の242件から大幅に増加し、相談者の利便性の向上につながったものと考えられる。 妊娠結果の追跡調査は813件を発送し、695件の回答を得た。回答率は85%と良好であり、今後相談事例データベースをもとにしたエビデンスの創出に活用できるものとする。 慢性疾患治療薬については、相談事例が少ないため登録調査が必要であるため、これまで行ってきた抗バセドウ病薬（POEMスタディ）に続き、本年度から抗リウマチ薬について登録調査を開始した。 相談事業の均てん化を目的とした拠点病院については、平成25年度は3カ所加わり、全国で21カ所となった。平成25年度から新たに加わる病院を含めて21カ所の担当医師・薬剤師を対象とし、研修会を行った。（妊婦・授乳婦専門薬剤研修で15名の薬剤師を受け入れ。） 平成24年7月には提供する情報の品質管理を目的とした成育ステートメント検討委員会を開催した。センター内外の専門19名の出席を得てアセトアミノフェンの胎児の動脈管収縮作用について検討した。 平成24年10月には開設7周年を記念し、一般医師・薬剤師を対象としたフォーラムを開催、内外の専門家に講師をお願いし、当該領域の啓発に努めた。 妊娠と薬情報センターホームページにおいて、授乳中の薬剤使用の考え方ならびに「授乳中に使用しても問題ないとされる薬剤（99薬剤）」「授乳中には使用できない薬剤（4薬剤）」の表を公開しているが、新しい情報収集を行い、いつでも更新可能な状態にしている。 女性総合外来において不妊、不育、合併症妊娠などの母性医療に関する相談を受け、個々の症例にあった最新で最善の治療方針について情報提供を行った。また、プレコンセプションケアのひとつとして「安心して産めるカラダに」検診を開始した。 24年度の初めに患者相談窓口を開設した。これにより、在宅移行支援や育児支援の相談の他、医療費助成制度等の案内をすぐに窓口で対応できるようになった。また情報コーナーの設営により、患者向けの情報をいつでも入手できるようになり、患者がアクセスしやすい相談環境ができた。さらに、25年2月より小児がん相談窓口も開設して、専門的に対応するための後方のしくみも整備した。 難病の子を持つ親の経験者によるピアサポートを、難病ネットワークの協力により従来から週3回開いていたが、上記の患者相談窓口と併設することにより相互の協力により、より有効に患者支援ができるようになった。 <p>【説明資料】 資料11：妊娠と薬情報センター活動報告 [26頁] 資料12：妊娠と薬情報センター業務報告 [28頁] 資料13：リウマチ登録パンフレット [29頁] 資料14：成育ステートメント検討委員会 [31頁] 資料15：妊娠と薬フォーラムプログラム [32頁] 資料16：妊娠と薬情報センター業務研修会 [33頁]</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	A
<p>■評価項目3■ 研究・開発に関する事項 (3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>	<p>(総合的な評定) 国立成育医療研究センターの最重点研究課題の一つは、再生医療の確立である。平成22年度、23年度に引き続き、移植時の障害となるヒト以外の異種動物成分を一切使用しない培養条件をもちいたヒトES細胞3株を樹立した（これまでに7株樹立）。将来的にES細胞加工品をもちいた移植治療、最初の応用としては、高アンモニア血症を生じる先天性代謝異常症の患者の中で肝移植が困難な症例に対して、ヒトES由来肝細胞を経門脈的に移植することを目指しているが、それを目的として医薬品医療機器総合機構、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した製品や、ES細胞を活用した、医薬品等のスクリーニングや有効性・安全性の評価方法の確立」を開始した。 原著論文数は、286件で、中期計画の目標値（3%増）を達成している。 臨床研究実施件数は158件で、中期計画の目標値（130件以上）を達成している。 平成24年度に次世代シーケンサーをもちいてエクソームを解析した試料は合計521であった。次世代シーケンサー設置の2011年11月からの通算では合計652例を解析した。2012年においては先天性内分泌疾患（偽性副甲状腺機能低下症）の原因となる新規PRKAR1A変異の同定および先天奇形症候群の原因となる新規ゲノム構造異常の同定に成功し、その成果を発表した。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究について厚生労働大臣より承認された。また、国際共同研究の成果として損失生存年数、障害調整生命年、グローバル疾病負荷の3つの指標について3編の成果をLancet誌に掲載したことは評価する。</p>	
<p>[数値目標] ・中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加（平成21年度 256本） ・中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加（平成21年度 76件） ・先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請</p>	<p>・原著論文数は、平成21年度実績に比して12%増となる286件であった。特に英文論文数は224件と前年に比しても11件増加した。内容的にもIF30以上の雑誌への原著論文が4編に増えた（平成22年度、23年度はそれぞれ1編）。（業務実績8頁参照） ・臨床研究の倫理に関する研修会を定期的開催することにより、医師・研究者が積極的に倫理審査委員会に申請を行い、臨床研究を実施している。平成24年度の臨床研究実施件数158件（倫理委員会承認件数140件、治験（2件の製造販売後臨床試験も含む）実施件数は18件）で、平成21年度に比し、82件（7.9%）の増加となった。（業務実績10頁参照） ・先進医療・高度医療としての申請は、23年2月経胎盤的抗不整脈薬投与療法（胎児頻脈性不整脈）、25年2月EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）が承認された。</p>		<p>(各委員の評定理由) ・先天性疾患の遺伝子、エピゲノム解析、慢性肉芽腫症に対する遺伝子治療などに進歩が見られる。 ・疫学研究に力を入れている点も評価できる。 ・全体としてのプロセスについては評価できるが、想定外の成果は不明。 ・再生医療の分野で著しい成果を上げている。 ・ヒトES細胞を国内最多の3株を樹立し、褐色脂肪細胞の作成に成功するなど成果を上げている。 ・国際共同研究の成果をLancet誌に3編掲載した。 ・慢性肉芽腫症の遺伝子治療について厚生労働省の承認を得た。 ・再生医療の確立が、センターにとっての最重点研究課題と位置付けられる中、ヒトES細胞の樹立・移植応用への事業の開始、ヒトES/iPS細胞からの褐色脂肪細胞の作製など先駆的な研究・開発を意欲的に行っている点は、高く評価できる。 ・慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究のスタートにこぎつけるなど担当領域の研究成果を挙げたほか、新型出生前診断の実用のための体制、ルールづくりを行うなど社会の要請にも応えた。</p>	
<p>[評価の視点] ・研究・開発を推進するため、企業、大学、学会等との連携を図っているか。 ・当該研究センターの研究者がコレスポンディング・オーサーである論文の被引用総数がどのように推移しているか。</p>	<p>実績：○ ・遺伝子治療やヒトES細胞をもちいた臨床研究、治験の推進を目的として医薬品医療機器総合機構などの機関との連携事業を開始した。連携大学院としては、東京大学、早稲田大学、東京農業大学、三重大と協定を締結し、大学院生を引き受けているところであるが、平成25年度より東京医科歯科大学と新たに協定を結び成育医学講座に6名の研究所部長が連携教授として就任することになった。 実績：○ ・成育の研究者がcorresponding authorである最近5年間に（2007年以降）で発表された原著論文の被引用回数は、マイクロRNA146が関節リウマチに関係するという主旨の論文(Arthritis Rheum 2008;58:1284)が163回、同じくマイクロRNA140が関節炎症状を制御するという主旨の論文(Genes & Development 2010; 24:1173)が61回、最重要喘息関連遺伝子インターロイキン33の機能の全容を解明した論文(Proc Natl Acad Sci USA. 2010; 107:18581)が65回であった。その他50回以上のものが2編あった。</p>			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・成育疾患、特に希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成24年度に次世代シーケンサーをもちいてエクソームを解析した試料は反復胞状奇胎6例、性分化疾患207例、分類不能型免疫不全症候群3例、多数の先天奇形症候群を含めて合計521例であった。次世代シーケンサーを設置した2011年11月からの通算では合計652例を解析した。2012年においては先天性内分泌疾患（偽性副甲状腺機能低下症）を招く新規PRKAR1A変異の同定（Nagasaki K, et al. J Clin Endocrinol Metab）および先天症候群（Pierre Robin sequence）の原因となる新規ゲノム構造異常の同定（Fukami M, et al. Am J Med Genet A）に成功し、その成果を発表した。（業務実績9頁参照）</p>	
<p>・不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、発症メカニズム解明に関する研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に向けてマウスの精子と卵子の全ての後天的な遺伝情報（エピゲノム）解析を実施した。精子、卵子の形成過程において、ゲノムインプリンティング（妊娠や胎児発育等に必要なた後天的な遺伝子の記憶）はリセットされる。卵子の形成過程においてゲノムインプリンティングに必須な酵素Dnmt3Lに依存した新たなメカニズム以外に依存しないメカニズムも存在することがわかり2012年に発表した（Kobayashi H, et al. PLoS Genet）。（業務実績9頁参照）</p>	
<p>・成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・成育疾患の実態把握のため、「成育コホート研究」を実施している。追跡年齢は6歳から8歳に達し、1126名（72.6%）と高い追跡率を維持している。平成24年度には遺伝子解析のための唾液検体または血液検体の収集を開始し、約500名分の検体を収集した。また、平成22年度より同様に当センターで出産した妊婦と児を対象に「成育母子コホート研究」を開始した。</p> <p>さらに、10万人の大規模出生コホート研究であるエコチル調査事業にメディカルサポートセンターとして関与し、「成育コホート研究」や「成育母子コホート研究」で培った経験を生かして、質問票の作成や各種アウトカム測定の前準備を行い、我が国の成育疾患についての原因や危険因子の探索に資するための実態把握に関する疫学研究を推進した。（業務実績9頁参照）</p>	
<p>・成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指しているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・慢性肉芽腫症に対する造血幹細胞を標的とした遺伝子治療臨床研究は平成24年6月14日厚生労働大臣（厚生労働省発科0614第3号）により承認された。全国に向けて被検者募集（UMIN8235）を行い、現在（平成25年4月）、各候補者の選定・除外基準（移植ドナーの有無等）の確認作業を行っている。</p> <p>また、遺伝子治療の臨床研究や治験を推進するため病院長が代表となり革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「遺伝性難病に対する遺伝子治療薬の臨床開発に向けた安全性、有効性評価の確立、ガイドライン作成・人材交流」に応募した。その結果、採択されたのでPMDA等との共同で、遺伝子治療の臨床研究のみならず新規治療薬（ベクター）の開発を目指し研究を開始している。（業務実績9頁参照）</p>	
<p>・成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指しているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・「成育コホート研究」、「成育母子コホート研究」においてゲノム遺伝子解析研究を開始するとともに、これら観察研究で得られた結果（例：乳児湿疹が食物アレルギーの発症に先行）をもとに、介入試験を開始している（例：新生児スキンケアによるアトピー性皮膚炎予防のための介入試験を平成22年度より開始）。（業務実績9頁参照）</p>	
<p>・成育疾患に対する既存の治療法について、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・標準治療法の確立を目指す多施設共同研究は、小児がんの中央診断施設として、遺伝子解析を含む中央病理診断と検体保存298例、中央マーカー診断950例と検体保存（白血病）325例を実施し、今後も各施設との連携を継続していく。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般小児、免疫不全患者を対象に以下のプロジェクトを通じた開発を行っている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 近年、マクロライド耐性マイコプラズマ感染症やヘリコバクターピロリ菌感染症が臨床的に問題となっている。われわれはマクロライド系抗生物質耐性変異菌の検出方法及び検出キットを開発し特許申請した。（特願2012-058239号および特願2012-248706号。） ② 小児劇症肝炎の原因ウイルス網羅的解析を行い30症例中16症例（53.3%）と、比較的高率にPCR陽性を認めた。このうち、明らかにPCRの検出ウイルスが肝障害の原因と考えられたのは10症例であった。 ③ 小児固形臓器移植後免疫不全患者に対するワクチン接種のガイドラインを各学会合同で作成中。その概要を代表で2012年小児感染症学会で発表した。 ④ 小児肝移植後のサイトメガロウイルス感染症に対する抗ウイルス剤投与を行ってきた。その結果、CMV感染症の発症を抑制するとともに、無用な抗ウイルス薬の投与を抑制することに成功している。 	
<p>・生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児希少難病とくに先天代謝異常症について、患者家族会ネットワークを利用した「患者登録制度（Japan Registration System for Metabolic and Inherited Diseases: JaSMIn）」と臨床情報データベース「先天代謝異常症臨床情報バンク（Inherited Metabolic Disease Clinical Information Bank: MC-bank）」の構築を、厚生労働科学研究費の支援のもとに開始した。登録患者数は400人を超えた。また、6ナショナルセンターとの共同で開始したバイオバンク事業の一環として、小児希少難病iPS細胞のバンキングを開始した。「先天代謝異常症臨床情報バンク」と「小児希少難病iPS細胞バンク」のふたつのバンクを有機的に連携させることにより、わが国における小児希少難病の研究リソースの充実を図っている。 ・小児がんに関しては当センターを中心とした中央診断体制ならびに余剰検体保存・分譲の体制が完成しており、臨床研究グループが実施している臨床研究に関連する検体は殆どが当センターで保存されており総数で1,000例を超えている。すでに1,200件以上の分譲実績があり、また、保存検体500例についてはナショナルバイオバンク事業に管理を委託した。また、日本小児血液・がん学会からの委託を受け、小児がん登録事業のデータ管理を実施しておりわが国における小児がんに係る疫学情報が集まっている。 	
<p>・成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品医療機器総合機構、国立医薬品食品衛生研究所との共同で革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業「ES細胞を加工した製品や、ES細胞を活用した、医薬品等のスクリーニングや有効性・安全性の評価方法の確立」を開始した。（業務実績10頁参照） ・遺伝性疾患の原因となる遺伝子異常を同定し、早期診断や新たな治療戦略に貢献した。多くの成育疾患（小児先天性疾患、異常妊娠など）は、点変異や微細欠失、多因子、あるいはde novo変異の背景がある。このような特徴を有する小児の難治性疾患に対し次世代シーケンサーやマイクロアレイ技術による大規模配列解析を行うことにより、従来の手法では難しかった遺伝子確定診断の提供と新規遺伝子変異の同定に成功した。（業務実績9頁参照） ・難治性疾患、稀少疾患の遺伝子変異および多型の同定及び確定診断をシステム化することで、成育疾患ゲノム解析拠点体制を構築できた。解明した原因遺伝因子を臨床情報と併せて解析することは、将来のゲノム疫学に耐えうる検体収集とデータベースの制度設計、新たな疾患概念の提唱・予防・予後予測、更には画期的な治療法の開発につながる。 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治験推進室を中心とした臨床研究支援チームにおいては、未承認医療機器の新規医師主導治験1課題の計画・立案を行い、プロトコル作成を支援し、他に1課題の実施支援準備を行った。また計画・立案段階から支援している医師主導治験2課題（4プロトコル、主任研究者は他施設所属）については、症例検討会を開催し、総括報告書作成を支援した。また治験推進室では、平成24年度は高度医療制度（現先進医療制度）を念頭においた新規臨床試験2件で、プロトコル作成まで支援した。 ・センター内の治験審査委員会に加えて、平成24年6月には小児治験ネットワーク中央治験審査委員会も開催し、治験の一括審査が実施できる環境を整えた。平成24年度は、この小児治験ネットワーク中央治験審査委員会を9回開催し、製薬企業主導治験2件（延べ5施設で実施）、医師主導治験1件（3施設で実施）の審査を実施し了承された。製薬企業（治験依頼者）から依頼のあった治験実施可能性調査（症例数調査も含める）実績については、前年度9件に対して平成24年度は14件と増加しており、今後も同調査の受託を進める。また、小児領域の現場で日常的に行われている剤形変更に係る実態調査（ニーズ調査）を実施し、製薬企業に開発促進を働きかけることで小児医薬品の開発を自ら行う機能も持たせた。 	
<p>・成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当センター主導で作成した小児炎症性腸疾患患者のQOL評価のための世界標準の調査票「IMPACT-III」日本語版について、多施設共同での臨床研究にてその信頼性と妥当性を確認した。 ・小児救命救急/集中治療の質の評価として、予測死亡率に対する-実死亡の関係を示す ObservedExpectedChart (O-EChart) に加え、Δ PCPC (Difference in Pediatric Cerebral Performance Category) を用いた評価も導入することで、発症前状態をマッチングして 生命転帰と神経学的転帰の双方を 評価することを可能とし、それをもって施設間比較 および 体制整備などの前後比較を進め、効果を救急医学会などで発表している。 ・先天代謝異常症生体肝移植の適応判定基準を作成し、その妥当性の検証を行った。 ・成育医療における医療の質を評価するための評価指標開発の一環として、世界保健機関の母子保健関連部署と連携して、妊産婦のニアミス定義を作成し、新しい指標開発を行い、そのニアミス定義に基づいて日本を含めた29か国で試行調査を行った。また、妊産婦や小児の各種保健指標に関して、他のすべての保健指標とともに、ワシントン大学が主宰する研究グループとともに、精度の高い推測方法により、日本を含めた疾病負担を示した。 	
<p>・診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要の研究を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性分化疾患小児期対応の手引き作成を主導し、日本小児内分泌学会他関連学会で発表、学会HP上に掲載した。 ・新生児領域における基本的な診療のガイドラインを、系統的レビューと客観的総意形成法により作成し、それらの導入により患者アウトカムが改善するのかがという研究課題の、診療の質改善のためのクラスターランダム化比較試験を、東京女子医大の研究グループとともに開始した。また、同趣旨の国際共同研究を他の先進9か国と連携して開始した。 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症新生児の出生児の蘇生方法及び病棟内での急変患者への対応に関してNRP, PALSなどの教育方法論に基づき、シュミレーションにより講習を開始して教育ツールの開発を行った。 ・メンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクトにおいて、小児科医やコメディカルスタッフが、メンタルヘルスに問題のある児を早期に発見し、介入するための教育・研修システムの開発を推進した。同メンタルケアモデルについてのセンター病院内研修、及び、拠点病院研修を開催し、同モデルの均てん化を推進した。うつ状態の妊産褥婦を地域で早期に発見するための、メンタルヘルスの診立てのスキルの教育・研修システムの開発を推進した。その一環として、世田谷区内の分娩施設の産科医・助産師・保健師などを対象に、うつ状態の妊産褥婦診断のためのスキルを向上させる研修を行った。 ・人材育成教育ツールとして360度評価法のひとつであるSPRATを和訳のうえ当性を評価し、実証した。 	
<p>・成育医療に対する正しい理解を促進し、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者などに配布するパンフレットについて、対応者が説明しやすい内容に絞った新しいコンセプトのパンフレットの追加製作に着手している。（業務実績11頁参照） ・「無侵襲的出生前遺伝学的検査」など、国民の関心の深い情報について積極的に情報提供をしたことで、Webアクセス数の伸長につなげることができた。（業務実績11、33頁参照） 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。</p> <p>センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。</p> <p>また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>成育医療における高度先駆的医療の提供を推進するとともに、小児・周産期医療の均てん化、標準化に努める。</p> <p>また、小児・周産期患者及びその家族の立場を考慮した良質かつ安全な医療を推進する。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>難治性の胎児疾患患者に対する遺伝子レベルの診断や、肝臓移植・酵素補充療法などの高度先駆的な医療を提供している。さらに、標準的な医療の確立と均てん化を目指した医療を提供している。具体的成果については、下記個別事項に記載する。</p> <p>なお、平成24年度特記すべきこととしては、国際医療協力の一環として、ラオスから先天性心疾患の患児を当院まで搬送し、心臓外科手術を行った。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p>	<p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供 成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。</p>	<p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供 病院・研究所が協力し、生体肝移植・小腸移植および脳死肝移植・脳死分割肝移植・小腸移植や肝細胞移植、胎児治療等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。</p>	<p>（1）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <p>（胎児治療） 高度先駆的医療である胎児治療は、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術68例、胎児胸水に対するシャント術9例、胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与2例を施行した。</p> <p>（周産期高度医療） 不妊診療科では早発閉経症における無排卵の機序についての研究成果をもとに、性ホルモンの投与方法の工夫により効果ある方法を提供した。母性内科では血栓症の既往があるなどの重症抗リン脂質抗体症候群3例に対し産科との協働により、大量ガンマグロブリン療法を施行し良好な妊娠転帰を得た。また、慢性肉芽腫症や肝移植後の妊娠管理という先進医療を周産期センターと協働して提供し、良好な結果を得た。</p> <p>（小児の臓器移植） 46例の小児肝移植、2例の小児腎移植を行った。小児の肝移植症例数は世界最多である。46例のうち、脳死ドナーからの移植が10例（そのうち分割肝移植が6例）に達したのが平成24年度の特徴で、小児脳死肝移植施設として高度医療を提供できた。平成24年6月に本邦初の小児から小児への脳死肝移植に成功した。また、研究所と協力し、肝細胞を凍結保存し、肝細胞移植の臨床応用が可能な体制も構築した。</p> <p>（川崎病難治症例に対する治療） 当院では、ガンマグロブリン治療に反応しない川崎病症例に対してインフリキシマブ投与および血漿交換を行ってきたが、平成24年度で合計27例および19例となった。当センター研究所の免疫・アレルギー研究部と連携し、血中サイトカインの動態を指標にこれらの治療法の適応、効果を見極め、標準的な治療の確率を目指している。</p> <p>（体外補助循環による劇症型心筋炎に対する診療） 劇症型心筋炎は、致命的になりうる小児の救急疾患の代表である。平成24年度は5例を他院から当院の小児ICUに搬送し、そのうち4例に体外補助循環（ECMO）を施行して全例が生存した。劇症型心筋炎でECMOを使用した症例数はこの10年間で合計16例となり、治療成績は回復10例、重度後遺症1例、死亡5例であった。</p> <p>（極低出生体重児に対する心臓血管外科治療） 重篤な新生児に対する心臓血管外科治療は、外科治療の技術だけではなく、診断能力はもとより麻酔管理、術前術後の全身管理といったチーム医療が必要になる高度先進医療である。平成24年度は、1,000g未満の超低出生体重児を含む体重1,500g未満の極低出生体重児の動脈管開存閉鎖術を3例、肺動脈絞扼術を1例施行し、全例が生存している。平成24年度より、このような患児の手術と術前術後管理だけを当院で行い、循環動態が落ち着いた後に紹介元のNICUへ戻すことを行っており、他施設と連携したモデル的な医療体制を提供している。</p> <p>（免疫不全症に対する治療） 慢性肉芽腫症における肉芽腫形成へのサリドマイド療法を4例に、アデノシン・デアミナーゼ欠損症に対するPEG-ADAに酵素補充療法を1例に、メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症（MSMD）に対する大量インターフェロンガンマ治療を1例に実施した。</p> <p>（ライソゾーム病に対する酵素補充療法） 当院は、現在承認されているゴーシェ病、ファブリ病、ポンベ病、ムコ多糖症Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅵ型の6疾患すべてに対する酵素製剤を利用した酵素補充療法を実施している日本で唯一の医療機関である。さらに、モルキオA病の酵素補充療法の国際共同治験に参加している日本でただひとつの医療機関でもある。平成24年度は、定期的酵素補充療法、同補充療法の経過観察などで毎週数十名の患者が来院し、ライソゾーム病の診療・研究において、我が国の中心的存在になっている。</p> <p>（ライソゾーム病の迅速診断） 酵素補充療法の効果を最大限に引き出すためには、早期診断による早期治療が必要である。これを実現するために、乾燥ろ紙血を用いた迅速診断法を開発し、ポンベ病、ムコ多糖症、ファブリ病、ニーマンピック病C型や副腎白質ジストロフィーなどの治療が可能なライソゾーム病等を対象とした新生児スクリーニングパイロット研究を実施しており、今年度には当院出生の新生児の80%が参加した。</p> <p>【説明資料】 資料17：臓器移植センター平成24年度報告 [38頁]</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
			<p>（痙性麻痺に対する治療） 脳性麻痺など種々の原因に起因する痙性麻痺は、患児のQOLを著しく低下させ、介護者の負担を増やす重篤な病態である。埋め込み型ポンプを用いたバクロフェン髄腔内投与療法は、痙性麻痺に対する画期的な治療法であるが、神経外科的な技術に加えて、麻酔/集中治療管理の難しさ、リハビリの必要性から実施可能な施設は少ない。平成24年度は、全国の患者6例に施行した。</p> <p>（神経難病に対する治療） 難治性の神経疾患であるジストニア10例に対して磁気刺激を用いた大脳半球間抑制の解析結果から選択した治療、結節性硬化症（脳腫瘍、腎腫瘍）1例に対するアフィニトールによる治療、重症乳児ミオクロームステんかん2例に対するステイリペントールによる治療を行った。</p> <p>（炎症性腸疾患に対する診療） クロウン病をはじめとする炎症性腸疾患の小児患者に対するカプセル内視鏡検査を試み、平成24年度は30例で施行した。カプセル内視鏡は従来の内視鏡に比べて低侵襲で、小児患者に適している。また、このような患者は慢性的な栄養障害、排便障害のためにQOLが低いので、平成24年度より認知行動療法を開始した。</p> <p>（難治性腎疾患・リウマチ・膠原病に対する治療） 難治性ネフローゼ症候群と難治性ANCA関連血管炎に対するリツキシマブ療法の臨床治験を40例で、難治性膠原病に対するミコフェノールモフェチル投与の臨床研究を30例で行った。</p> <p>（先天性奇形症候群の遺伝子解析） 通常の染色体解析で異常を検出できなかった先天性奇形症候群60例に対して、遺伝子診断を行うと共に新規染色体アレイ検査法も行った。</p> <p>（先天性難聴に対する治療診断） 先天性難聴の原因を特定することは難聴の予後や治療方針の決定に大変有用である。現在臍帯による先天性サイトメガロウイルス検査、既知の難聴遺伝子検索を行っているが、さらに次世代シーケンセスを使用した難聴遺伝子検索を行うための体制作りと準備を行った。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>成育疾患における最新の知見に基づいた医療を提供するとともに、その普及に努める。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>（救急医療） 小児救急医療が社会問題化しているなかで、当院は開院以来、全ての救急患者を受け入れ、院内でトリアージを行って緊急度に応じた診療を行っている。平成24年度は、合計32,975名の救急患者（救急車の受け入れは3,598台、応需率97%）を受け入れた。救急患者のトリアージ別内訳は、蘇生513名、緊急4,469名、準緊急12,191名、非緊急15,595名であった。</p> <p>（搬送医療） 重篤な患者を他施設に迎えに行き、状態を安定させた後に救急車やヘリコプターで当院の小児ICUまで搬送すること（“mobile ICU”：「動くICU」）は、当院のような小児医療の中核的な病院の使命である。わが国では小児の重症患者管理、特に搬送中の全身管理技術が普及していないため、未だ標準的な医療となっていない。平成24年度、当院の搬送チームは94名の重症患者を搬送、救命した。</p> <p>（川崎病の診療） 川崎病に対する大量ガンマグロブリン療法は今や標準的な治療であり、平成24年度は130例に実施してその効果を示した。しかし、症状軽快後のフォローアップ方法や不全型症例、不応例に対する治療法は未だ一定していない。一施設として屈指の症例数を有する当院では、地域の医療施設と連携したフォローアップ体制を創るとともに、難治例に対するインプリキシマブ、血漿交換を含めた川崎病診療の標準化を図っている。</p> <p>（小児難聴の診療） 新生児・小児の難聴患者50例に対して、臨床症状、聴力検査、聴性脳幹反応による難聴の程度の総合的な評価および内耳画像診断による難聴の原因検索を行い、補聴器や手術（鼓室形成術、人工内耳）、言語療法、教育・療育現場との連携を組み合わせ、個々に適した治療方法の提供を行った。</p> <p>（乳児の頭蓋形態の異常に対する診療） 「赤ちゃんの頭の形外来」を開始し、受診した220例のうち110例に対して、米国のFDAに準拠した頭蓋形状誘導ヘルメットによる治療を行った。この医療の提供は、乳児頭蓋の形態異常の診断と早期介入を目指すものであり、また同時に頭蓋縫合早期癒合症のスクリーニング法の開発にも資すると期待している。</p> <p>（皮膚バリア機能評価の均てん化） 小児では年齢による乾燥肌と病的乾燥肌の境界がはっきりせず、生活指導に苦慮することがあるので、改善度を評価するためにラマン計、蒸散計などを用いて皮膚バリア機能の測定を平成24年度より開始した。基準値の設定、各測定値間の相関を検討して測定法の均てん化を図っている。</p> <p>（慢性疾患児のうつの早期発見と介入） メンタルヘルスケアモデル開発ナショナルプロジェクトの一環として、慢性疾患児のうつの早期発見と介入に関する認知行動療法を標準化するプロジェクトを推進した。平成24年度は炎症性腸疾患患児に対する介入を行った。</p> <p>（トラウマを受けた子どもの予防および治療） トラウマを受けた子どもの予防および治療の標準化を行った。特に海外で有効性が確認されているトラウマに焦点化した認知行動療法を日本で初めて実施した。</p> <p>（「女性総合外来」と「安心して産めるからだ健診」） 当センターの母性診療の一環として、我が国における母性医療の標準化を推進するため「女性総合外来」（平成24年度約100名）を設置しており、平成25年3月から「安心して産めるからだ健診」を開始して、女性の健康をサポートする医療を提供した。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
			<p>（重症痙性麻痺に対する治療） バクロフェン髄腔内投与療法を開始した。これは、脳性麻痺など種々の原因に起因する重症な痙性麻痺に対し、バクロフェンの髄腔内持続投与をポンプで行う治療である。実施可能な施設が少なく、全国から患者の紹介がある。また、磁気刺激を用いた大脳半球間抑制の解析からジストニア治療薬の選択（CZP, バクロフェン）をするという医療、アフィニートールによる結節性硬化症（脳腫瘍、腎腫瘍）治療、スティリペンツールによる重症乳児ミオクローヌステんかんの治療を行っている。</p> <p>（劇症型心筋炎に対する治療） 小児劇症型心筋炎に対して、体外補助循環(ECMO)を導入することによって、予後改善が可能なことを示した。また、ECMOを行うことで、劇症型心筋炎では心筋浮腫が重要であり、心停止となっても2-3日間ECMOを行うことで、心機能が復活することを示した。さらに、ECMO症例は非ECMO症例より長期予後のいいことを示した。当センターへの救急搬送が可能な地域からの患者を可能な限り収容し、救命している。</p> <p>（超・極低出生体重児の心臓手術治療） 1,000g未満の超低出生体重児を含む体重1,500g未満の極低体重児の動脈管開存閉鎖術、大動脈縮窄症手術を行い、全例生存している。これらの手術について他施設のNICUからの手術依頼も増加している。最近、手術だけ行い、循環動態が落ち着いた後に紹介元NICUへ戻すことを行っており、地域のNICU医療に貢献している。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	S
<p>■評価項目 4 ■ 医療の提供に関する事項 (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p>	<p>(総合的な評定) 双胎間輸血症候群に対するレーザー手術68例、胎児胸水に対するシャント術9例、胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与2例の胎児治療を行った。胎児治療例数は、日本最多である。 46例の小児肝移植、2例の小児腎移植を行った。小児肝移植症例数は世界最多であり、平成24年6月には、研究所と協力し、本邦初の小児から小児への脳死肝移植に成功した。また、脳死肝移植は、10例を実施（含む分割肝移植6例）し、小児脳死肝移植施設として高度医療を提供できたことに加え、肝細胞を凍結保存し、肝細胞移植の臨床応用が可能な体制を作ることができた。 最新の知見に基づく医療の実践について取り組んだ。さらに、それらの実践を通して、有効性を明らかにし、一部の治療は臨床研究として行い、薬事承認に結びつくような努力をした。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 胎児治療として、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術を68例実施し国内最多の症例数であり、一児生存率95%は世界でもトップレベルであること、胎児胸水に対するシャント術を9例実施したことは高く評価する。</p>	
<p>[評価の視点] ・成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担っているか。 ・成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・胎児治療数は日本最多であり、日本における胎児治療センターの中核として、高度医療を提供している。（業務実績19頁参照） ・小児の肝移植症例数は世界最多であり、小児脳死肝移植施設として高度医療を提供している。なお、平成24年6月には、本邦初の小児から小児への脳死肝移植に成功した。また、研究所と協力し、肝細胞を凍結保存し、肝細胞移植の臨床応用が可能な体制も作ることができた。（業務実績19頁参照） ・ゴーシェ病、ファブリ病、ポンペ病、ムコ多糖症Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅵ型の現在承認されている6疾患すべての酵素製剤を利用した酵素補充療法を実施している日本で唯一の医療機関である。また、これらに次いで臨床開発が進むモルキオA病の酵素補充療法の国際共同治験に参加している日本でただひとつの医療機関でもある。平成24年度は、定期的酵素補充療法、同補充療法の経過観察などで毎週数十名の患者が来院し、ライソゾーム病の診療・研究において、我が国の中心的存在になっている。（業務実績19頁参照）</p> <p>実績：○ ・成育疾患に対する、最新の知見に基づく医療の実践については、2(1)②に列挙したように、パクロフェン髄腔内投与療法、磁気刺激を用いたジストニア治療薬の選択、結節性硬化症（脳腫瘍、腎腫瘍）に対するアフィニートールによる治療、重症乳児ミオクロームステんかんに対するスティリベントールによる治療、小児劇症型心筋炎に対する体外補助循環(ECMO)による治療、超低出生体重児・極低出生体重児の動脈管開存閉鎖術・大動脈縮窄症手術、小腸疾患が疑われる小児患者に対する開通性確認のためのパテンシーカプセルとその後のカプセル内視鏡検査、炎症性腸疾患の子どもに対する認知行動療法、難治性ネフローゼ症候群と難治性ANCA関連血管炎に対するリツキシマブ療法の臨床治験、難治性膠原病に対するミコフェノール酸モフェチル投与の臨床研究、Sanger法を応用した遺伝子診断技術やアレイCGH解析による稀少な先天性奇形症候群の診断、など、数多くの最新の医療に取り組んだ。 さらに、それらの実践を通して、有効性を明らかにし、一部の治療は臨床研究として行い、薬事承認に結びつくような努力をした。（業務実績22頁参照）</p>		<p>(各委員の評定理由) ・先駆的医療に実績が上がっている。 ・双胎間輸血症候群の胎児治療で極めて高い生存率を達成したほか、種々の胎児治療を行った。 ・小児の肝移植を世界で最も多く行い、しかも、極めて高い成功率を達成した。 ・生体肝移植など先駆的医療は高く評価できる。 ・小児の肝移植（小児脳死肝移植を含む）、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術など高度先駆的な医療につき、症例数、生存率等世界トップレベルでの取組がなされ、成育医療分野における日本の中核機能を担っている点は、高く評価できる。 ・小児の肝移植の症例数が世界最多を誇り、生存率も高いほか、ライソゾーム病に対する酵素補充療法を国内で唯一実施できるなど、難易度の高い先端的な治療などを提供している。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、</p>	<p>（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者等参加型医療の推進</p> <p>良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。</p> <p>また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。</p> <p>このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p> <p>さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を定期的に行い、その結果をもって業務の改善に努める。</p>	<p>（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者等参加型医療の推進</p> <p>患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。また、前方及び後方医療連携業務における紹介元医療機関への返書などの進捗管理及び紹介元医療機関リストの作成・管理に努める。</p> <p>平成24年度は、高度在宅医療の対象者への在宅移行支援や育児・子育て支援を中心とした患者相談窓口、情報コーナーを整備する。</p> <p>また、セカンドオピニオン外来の充実を図り、50件以上の実施を目指す。</p> <p>さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。</p>	<p>（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者等参加型医療の推進</p> <p>各医療機関からの紹介ケースへの返書管理の仕組みを検討し、紹介ケースの患者の受診後の速やかな返書管理及び返書システムを構築し、そのスムーズな運用に向けた取り組みを行った。紹介元医療機関の登録数は、各診療科等も含め約6千件となっている。</p> <p>平成24年度の初めに患者相談窓口を開設した。これにより、在宅移行支援や育児支援の相談の他、医療費助成制度等の案内について、すぐに窓口で対応できるようになった。また情報コーナーの設営により、患者向けの情報をいつでも入手できるようになり、患者がアクセスしやすい相談環境ができた。さらに、25年2月より小児がん相談窓口も開設して、専門的に対応するための、窓口の後方のしくみも整備した。</p> <p>平成24年度のセカンドオピニオン外来総件数は145件となり、21年度と比較して400%の増加となった。患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え情報の共有化に努めるため、セカンドオピニオン外来に関してセンターホームページの再改訂を行い、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいようにした。とくに、小児がん関連のセカンドオピニオン外来が多数開設されているために、利用者の便宜を考えて小児がん関連の再掲欄を設けた。</p> <p>平成21年度と比べ400%以上の増加した理由として考えられるのは、</p> <p>(1) 平成22年度～24年度にかけて医療連携室が全ての診療科への働きかけを継続して行った結果、平成21年度の対応診療科5から23年度までに32診療科に大幅に増設したこと</p> <p>(2) 院内周知によりセカンドオピニオンに該当するケースは一般診療ではなくセカンドオピニオン外来に案内したこと</p> <p>(3) セカンドオピニオンをセンターの重要な使命として位置づけ、その意図を全病院に浸透させることなどによって、このような増加を生むことができたと考えられる。</p> <p>セカンドオピニオン外来総件数145件のうち、依頼の多かった診療科は脳神経外科24件、血液腫瘍科18件、腎リウマチ膠原病科15件、産科14件、神経内科13件等であった。23年度には、上位の3つの診療科が全体の約50%を占めていたことと比較して、24年度は上位3科で40%となっており、24年度にはより多くの診療科に広がっていることが分かる。セカンドオピニオン外来の実績時間数は平均60分で、総収入額は約250万円であった。</p> <p>24年度に患者相談窓口を開設した。これにより、在宅移行支援や育児支援の相談の他、医療費助成制度等の案内をすぐに窓口で対応することができるようになった。また情報コーナーの設営により、患者向けの情報をいつでも入手できるようになり、患者がアクセスしやすい相談環境ができたと言える。</p> <p>患者満足度調査については、従来より実施している調査を、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大させて実施し集計等を行った。今後、調査結果を全職員に周知し業務の改善に努め、満足度の向上を図ることとしている。</p> <p>セカンドオピニオン外来実施件数</p> <table border="1" data-bbox="1762 1171 2881 1266"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29件</td> <td>39件</td> <td>99件</td> <td>145件</td> <td>116件 (400.0%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【説明資料】 資料18：セカンドオピニオン実績 [47頁]</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	29件	39件	99件	145件	116件 (400.0%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
29件	39件	99件	145件	116件 (400.0%増)									

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>チーム医療の推進、</p>	<p>② チーム医療の推進 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。</p>	<p>② チーム医療の推進 診療科の枠を超えた複数科による横断的な診療体制を更に推進するとともに、様々な職種との連携を行い、発達に関するリスクを抱えた小児を継続的に評価（フォロー）するための発達評価外来の充実を図ることにより、チーム医療を推進する。 また、複数の職種から構成される院内合同カンファレンスを年に400回以上実施する。</p>	<p>② チーム医療の推進 多診療科、多職種にわたるチームで複雑な病態を持つ小児と妊産婦の患者を診療することが、当院の診療姿勢の基本である。この基本姿勢を堅持するために、以下の方策をとっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合診療部の設置 内科系、外科系の各専門診療部を横につなぐ総合診療部を置き、チーム医療の土台をつくる機能を担わせている。実際、小児の入院患者の約65%には総合診療部が担当医チームに加わっており、各臓器系統別の専門医の強力なまとめ役、あるいは黒衣となっており、看護部、コメディカルと共にチーム医療を推進している。 2. 中央診療部門の強化 質の良いチーム医療を行うためには、高い能力を持つ中央診療部門（麻酔、集中治療、放射線、病理、検査、感染管理）の存在が重要である。当院はわが国で未だ数少ない小児ICU20床を有し、集中治療専門医と臓器系統別専門医がチームを組んで重症患者を治療する体制をとっている。放射線診療部門は24時間体制で全ての画像診断（読影）を行い、感染症科は同じく24時間体制で各科からのコンサルテーションを受けてチーム医療を支えている。 3. 教育研修の充実 若手医師が各科をローテートすることは、人材を育成するためばかりではなく、各科間の信頼関係、緊張関係を維持し、“風通し”を良くしてチーム医療を推進するうえでも意義深いと考えている。当院の小児医療系レジデント（各学年14名、3学年制で合計42名）は、質量ともにわが国有数の小児科後期研修医で、当院のチーム医療の底支えをしている。 <p>チーム医療の具体的な姿である多診療科、多職種によるカンファレンスは合計66あり、今年度の定例での開催回数は500回以上であった。当院に特徴的な診療チーム、カンファレンスとして、川崎病ボード、胎児カンファレンス、腫瘍カンファレンス、SCANチームを挙げておく。</p> <p>川崎病ボードとは、年間120例以上の川崎病患者の診療に関与する小児期・思春期科、循環器科、腎臓・リウマチ・膠原病科、消化器・肝臓科、免疫療法研究室（研究所の免疫アレルギー研究部）のチームである。患者の担当科となる小児期・思春期診療科を中心に、毎月ボード・ミーティングを開催して、ガンマグロブリン大量療法の効果と血中サイトカイン動態との相関や難治例に対するインフリキシマブ（抗TNF-α抗体製剤）の投与や血漿交換といった先進的な治療の効果を検討し、川崎病診療の標準化と新たな治療法の開発に努めている。</p> <p>胎児カンファレンスとは、出生前に診断された胎児疾患に対して、胎児診療科を中心に、産科、新生児科、必要に応じて外科、脳神経外科、循環器科、心臓血管外科、泌尿器科、麻酔科、遺伝科、こころの診療部を加えて行っているカンファレンスである。これらの診療科の医師と看護師、助産師、ソーシャルワーカーが胎児診療チームを作り、出生前から母児の管理を行っている。</p> <p>腫瘍カンファレンスとは、固形腫瘍カンファレンス、血液腫瘍カンファレンス、脳脊髄腫瘍カンファレンスに分けて腫瘍患者に対する適切な集学的治療を提供するための議論、合意形成を目的にそれぞれ2週間に一度開催しているカンファレンスである。腫瘍科、病理診断科、外科、放射線診療部、研究所の小児血液・腫瘍研究部を軸に、必要に応じて脳神経外科、耳鼻科、泌尿器科、移植外科などが参加する。臨床研究も含む高度先進的な診療ができることと、ドナーを用意して臓器移植を視野に入れた思い切った腫瘍摘出手術を選択肢にできることが、当センターのチームによる腫瘍診療の特徴である。</p> <p>SCAN（Suspected Child Abuse and Neglect）チームとは、虐待が疑われる症例に対応するチームで、MSWを中心に、こころの診療部、看護部、放射線診断科、眼科、小児期・思春期診療科を軸に、必要に応じて脳外科や救急診療科、集中治療科を入れて構成している。疑い症例が来院するとすぐに小児期・思春期科のオン・コール医を通してSCANチームに連絡が入り、患者担当医を支援するとともに、児童相談所との連携のもとに家族への告知も行う。チームメンバーは毎月の定例のミーティングで症例の検討を行っており、今年度は105例に対応した。</p> <p>【説明資料】 資料19：多職種によるカンファレンス一覧 [50頁]</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績										
<p>入院時から地域ケアを見通した医療の提供、</p> <p>医療安全管理体制の充実、</p> <p>客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p>	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。 また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。 このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。</p> <p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月1回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。</p> <p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行する。</p>	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）の充実を図り、平成24年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成21年度に比して、3%増加させる。 また、重複の障害をもつ患者や高度在宅医療を必要とする患者・家族への在宅移行支援を推進する。</p> <p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。 また、医療安全研修を見直すとともに、eラーニングによる研修を含めた研修受講率を80%以上とするよう努める。</p> <p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>病院機能評価の受審について検討を開始するとともに、国立病院機構と同様の患者満足度調査の他、小児科及び産科を対象とした当センター独自の患者満足度調査についても引き続き実施し、調査結果について分析を行う。</p>	<p>③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>退院支援チームは、退院後の地域における継続した医療や在宅ケアへの適切な移行を支援するために、医療連携室員および入退院支援看護師を含む退院支援に係る部門のスタッフによって、ケースごとにメンバー編成し退院支援を実施した。チームは、主に高度在宅医療を必要とするケース、退院後に地域と医療連携、看看連携を必要とするケースに対して支援を実施した。NICUに入室した患者は、退院支援の必要があるか否かを知るために、スクリーニングシートを活用して入院の早期にスクリーニングを実施した。在宅医療ケアを必要とするケースや育児支援を必要とする退院困難なケースに対して、退院支援チームを発足し対応した。関与した退院支援ケースで実際に退院に至った件数は、22件であった。また、これとは別に、入院期間が2年以上に及び、退院の目途が立っていない6件を対象にして家族や関連医療機関・療育機関へアプローチを開始した。</p> <p>退院支援チームが関与した退院困難なケース数</p> <table border="1" data-bbox="1762 667 2873 764"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>対平成21年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20件</td> <td>22件</td> <td>22件</td> <td>22件</td> <td>2件 (10.0%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 医療安全管理体制の充実</p> <p>医療安全管理委員会を月1回開催し、インシデント集計・分析報告をもとに病院における安全管理に必要な調査を行い、対策（検体ラベルの再印刷禁止の再徹底、輸血検体認証徹底のためのカルテ記載機能追加、アラーム対応の徹底等）を立案、各部署に周知した。また、リスクマネジメントマニュアル（術前・術後指示の運用、院内の緊急事態の連絡・対応システム）を改訂し、院内に周知した。 全職員対象に医療安全研修会を7回実施するとともに、「医療安全ポケットマニュアル」eラーニングテストを2回（6月、12月）実施し、受講率は6月83.6%、11月98.5%であった。また、「医療安全ポケットマニュアル」の見直しを実施、第2版を作成・配布し、医療安全への意識向上を図った。</p> <p>⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため、医療連携・患者支援センターを設置し、センター内に患者相談専門職、医療ソーシャルワーカー及び専任の窓口対応職員を加えた常設の相談窓口を設け、診療に関する心理的・経済的諸問題などについての相談に応じ解決への支援を行っている。ソーシャルワーカーの相談受付電話については24年度に窓口を一本化し、院内外からの受け付けをスムーズにした。 また、家族の視点に立ったよりきめ細やかな対応をするために、従来より実施している患者満足度調査を、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大し実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と、改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。 なお、病院機能評価については、平成26年2月の受診に向けた準備を進めている。</p> <p>【説明資料】 資料20：退院困難・調整介入ケース [55頁] 資料21：リスクマネジメントマニュアル（改訂部分） [56頁] 資料10：eラーニング受講状況 [24頁] 資料22：医療安全ポケットマニュアルVer.2（抜粋） [65頁]</p>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減	20件	22件	22件	22件	2件 (10.0%増)
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	対平成21年度増減									
20件	22件	22件	22件	2件 (10.0%増)									

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目5■ 医療の提供に関する事項 (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p>	<p>(総合的な評定) 患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え情報の共有化に努めるため、セカンドオピニオン外来に関してセンターホームページの再改訂を行い、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいようにした。 24年度に患者相談窓口を開設した。これにより、在宅移行支援や育児支援の相談の他、医療費助成制度等の案内をすぐに窓口で対応することができるようになった。また情報コーナーの設営により、患者向けの情報をいつでも入手できるようになり、患者がアクセスしやすい相談環境ができた。 患者満足度調査については、従来より実施している調査を、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大させて実施し集計等を行った。今後、調査結果を全職員に周知し業務の改善に努め、満足度の向上を図ることとしている。 内科系、外科系の各専門診療部を横につなぐ総合診療部を置き、チーム医療の土台をつくる機能を担わせ、小児の入院患者の約65%には総合診療部が担当医チームに加わっており、強力な各臓器系統別の専門医のまとめ役となって、看護部、コメディカルと共にチーム医療を推進している。 医療連携室員、退院支援に関する部門スタッフにより、ケースごとにメンバー編成した退院支援チームを発足し、高度在宅医療を必要とするケースや退院後に地域と医療連携を必要とするケース等、様々なケースに対して退院支援を行った。 医療安全管理委員会の毎月開催、医療安全・感染対策研修会の開催及び医療安全パトロール等を実施し、各部門に対して助言、勧告、指導を積極的に行うとともに、全職員を対象に「医療安全ポケットマニュアル」のeラーニングテストを実施した。</p>	<p>(総論的な評定) 患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え情報の共有化に努めるため、セカンドオピニオン外来に関してセンターホームページの再改訂を行い、利用者にとって分かりやすく、利用しやすいようにした。 24年度に患者相談窓口を開設した。これにより、在宅移行支援や育児支援の相談の他、医療費助成制度等の案内をすぐに窓口で対応することができるようになった。また情報コーナーの設営により、患者向けの情報をいつでも入手できるようになり、患者がアクセスしやすい相談環境ができた。 患者満足度調査については、従来より実施している調査を、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大させて実施し集計等を行った。今後、調査結果を全職員に周知し業務の改善に努め、満足度の向上を図ることとしている。 内科系、外科系の各専門診療部を横につなぐ総合診療部を置き、チーム医療の土台をつくる機能を担わせ、小児の入院患者の約65%には総合診療部が担当医チームに加わっており、強力な各臓器系統別の専門医のまとめ役となって、看護部、コメディカルと共にチーム医療を推進している。 医療連携室員、退院支援に関する部門スタッフにより、ケースごとにメンバー編成した退院支援チームを発足し、高度在宅医療を必要とするケースや退院後に地域と医療連携を必要とするケース等、様々なケースに対して退院支援を行った。 医療安全管理委員会の毎月開催、医療安全・感染対策研修会の開催及び医療安全パトロール等を実施し、各部門に対して助言、勧告、指導を積極的に行うとともに、全職員を対象に「医療安全ポケットマニュアル」のeラーニングテストを実施した。</p>	<p>(委員会としての評定理由) セカンドオピニオン外来について、利用者にわかりやすいようホームページを改訂し、特に小児がん関連のセカンドオピニオン外来を多数開設しているため利用者の便宜を考え小児がん関連の再掲欄を設けたこと、セカンドオピニオンに該当するケースでは一般診療でなくセカンドオピニオン外来に案内するようセンター内周知を図ったこと等により、セカンドオピニオン実施件数が145件となり、平成21年度と比較して116件（500%増、対前年度46%増）増となったことは評価する。</p>	<p>(委員会としての評定理由) セカンドオピニオン外来について、利用者にわかりやすいようホームページを改訂し、特に小児がん関連のセカンドオピニオン外来を多数開設しているため利用者の便宜を考え小児がん関連の再掲欄を設けたこと、セカンドオピニオンに該当するケースでは一般診療でなくセカンドオピニオン外来に案内するようセンター内周知を図ったこと等により、セカンドオピニオン実施件数が145件となり、平成21年度と比較して116件（500%増、対前年度46%増）増となったことは評価する。</p>
<p>[数値目標] ・セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加 (平成21年度 29件) ・退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加 (平成21年度 20件) ・医療安全管理委員会を最低月1回開催</p>	<p>・セカンドオピニオンの仕組みの整備、ホームページの改訂を行い、院内で主旨の徹底を図った結果、担当は27診療科において145件実施した。平成21年度と比して116件（400%）増加し、年度計画を大幅に上回った。（業務実績24頁参照） ・ケースごとに関与する診療科及び関連部門の関係者などから構成される退院支援チームの必要可否を早期にスクリーニングする等により22件実施した。平成21年度と比して2件（10.0%）の増加であり、年度計画を上回った。また、きわめて退院が困難である長期入院患者に対してもアプローチを開始した。（業務実績26頁参照） ・医療安全管理委員会を毎月1回（年12回）開催した。（業務実績26頁参照）</p>	<p>・セカンドオピニオンの仕組みの整備、ホームページの改訂を行い、院内で主旨の徹底を図った結果、担当は27診療科において145件実施した。平成21年度と比して116件（400%）増加し、年度計画を大幅に上回った。（業務実績24頁参照） ・ケースごとに関与する診療科及び関連部門の関係者などから構成される退院支援チームの必要可否を早期にスクリーニングする等により22件実施した。平成21年度と比して2件（10.0%）の増加であり、年度計画を上回った。また、きわめて退院が困難である長期入院患者に対してもアプローチを開始した。（業務実績26頁参照） ・医療安全管理委員会を毎月1回（年12回）開催した。（業務実績26頁参照）</p>	<p>(各委員の評定理由) ・きめ細かいリスクマネジメント体制がとられている。 ・「客観的指標等を用いた医療の質の評価」については対応がとられていない。 ・セカンドオピニオン外来の利用状況を細かに分析したうえで、仕組の整備、院内外での周知徹底等おこなったこと等により、利用件数の増加に結び付けている点は、評価に値する。 ・患者相談窓口を開設し、セカンドオピニオン数が400%増加するなど、取り組みに進化が見られる。ただ、NCとしては当然のことととらえ、今後、相談手法の改善やより良い相談支援の全国普及などに力も入れてほしい。</p>	<p>(各委員の評定理由) ・きめ細かいリスクマネジメント体制がとられている。 ・「客観的指標等を用いた医療の質の評価」については対応がとられていない。 ・セカンドオピニオン外来の利用状況を細かに分析したうえで、仕組の整備、院内外での周知徹底等おこなったこと等により、利用件数の増加に結び付けている点は、評価に値する。 ・患者相談窓口を開設し、セカンドオピニオン数が400%増加するなど、取り組みに進化が見られる。ただ、NCとしては当然のことととらえ、今後、相談手法の改善やより良い相談支援の全国普及などに力も入れてほしい。</p>
<p>[評価の視点] ・患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化、相談支援窓口等の設置に努めているか。 ・患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努めているか。 ・患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果をもって業務の改善に努めているか。 ・成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組んでいるか。</p>	<p>実績：○ ・常設の患者相談窓口を設け専任の窓口対応職員のほか患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカーによって患者・家族からの相談に応じると共に、相談内容に応じ各部門等の担当者と連携し問題等の解決への支援を行っている。 平成24年度の患者相談窓口での対応件数は4,052件であった。（業務実績24頁参照） 実績：○ ・情報コーナーにソーシャルワーカーが作成している福祉制度等の案内を設置。また、患者に役立つ他機関や他団体のパンフレットなどの情報を設置している。今後もより多くの情報を提供できるよう、さらに整備を進める。 ・難病の子を持つ親の経験者によるピアサポートを、難病ネットワークの協力により従来から週3回開いていたが、患者相談窓口に併設することにより相互の協力により、より有効に患者支援ができるようになった。 実績：○ ・患者満足度調査については、従来より実施している調査を、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大させて実施し集計等を行った。今後、調査結果を全職員に周知し業務の改善に努め、満足度の向上を図ることとしている。（業務実績24頁参照） 実績：○ ・内科系、外科系の各専門診療部を横につなぐ総合診療部を置き、チーム医療の土台をつくる機能を担わせ、小児の入院患者の約65%には総合診療部が担当医チームに加わっており、強力な各臓器系統別の専門医のまとめ役となって、看護部、コメディカルと共にチーム医療を推進している。（業務実績25頁参照）</p>	<p>実績：○ ・常設の患者相談窓口を設け専任の窓口対応職員のほか患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカーによって患者・家族からの相談に応じると共に、相談内容に応じ各部門等の担当者と連携し問題等の解決への支援を行っている。 平成24年度の患者相談窓口での対応件数は4,052件であった。（業務実績24頁参照） 実績：○ ・情報コーナーにソーシャルワーカーが作成している福祉制度等の案内を設置。また、患者に役立つ他機関や他団体のパンフレットなどの情報を設置している。今後もより多くの情報を提供できるよう、さらに整備を進める。 ・難病の子を持つ親の経験者によるピアサポートを、難病ネットワークの協力により従来から週3回開いていたが、患者相談窓口に併設することにより相互の協力により、より有効に患者支援ができるようになった。 実績：○ ・患者満足度調査については、従来より実施している調査を、より患者・家族の声を反映できるよう調査対象者を拡大させて実施し集計等を行った。今後、調査結果を全職員に周知し業務の改善に努め、満足度の向上を図ることとしている。（業務実績24頁参照） 実績：○ ・内科系、外科系の各専門診療部を横につなぐ総合診療部を置き、チーム医療の土台をつくる機能を担わせ、小児の入院患者の約65%には総合診療部が担当医チームに加わっており、強力な各臓器系統別の専門医のまとめ役となって、看護部、コメディカルと共にチーム医療を推進している。（業務実績25頁参照）</p>	<p>(その他の意見) ・外来は一人一枠を徹底していただきたい。</p>	<p>(その他の意見) ・外来は一人一枠を徹底していただきたい。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 各診療科及び診療部門との良好なコミュニケーションに心がけ、医療機関からの紹介など前方連携及び、他の医療機関への後方連携が速やかに進行できるよう、医療連携室内の情報の共有を図る為、事務職、MSW、看護職等多職種間の良好なコミュニケーションに努め、ミーティングを定期的に開催し情報の共有に努めた。 在宅医療支援団体との交流をは図り、切れ目ない適切な医療を提供できるよう努めている。 	
<p>・連携医療機関等との情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関との連携を図る為、成育臨床懇話会を2回（平成24年8月、平成25年2月）開催した。成育臨床懇話会には、合計112名の参加者を集めた。テーマは、第1回「国立成育医療研究センターの取り組んでいる新しい医療」、第2回「小児のVPD（ワクチンで予防できる疾患）と予防接種」であった。また、地域の訪問看護ステーション、在宅往診医療機関との良好な連携を図る為、成育在宅臨床懇話会を2回（平成23年12月、平成24年3月）開催した。成育在宅臨床懇話会の参加総数は114名で、「小児がんの子どもと家族」、「在宅人工呼吸器を使用する子どもの呼吸管理」のテーマであった。 医療機関からの紹介ケースへの返書管理の仕組みを検討し、紹介ケースの患者の受診後の速やかな返書管理及び返書システムを構築し、そのスムーズな運用に向けた取り組みを行った。 	
<p>・統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理委員会を月1回開催し、インシデント集計・分析報告をもとに病院における安全管理に必要な調査を行い、対策（検体ラベルの再印刷禁止の再徹底、輸血検体認証徹底のためのカルテ記載機能追加、アラーム対応の徹底等）を立案、各部署に周知した。また、リスクマネジメントマニュアル（術前・術後指示の運用、院内の緊急事態の連絡・対応システム）を改訂し、院内に周知した。（業務実績26頁参照） ヒアリハットニュースの発行（2回）、全職員対象の医療安全研修会（全7回）、KYT研修2回（未受講者対象）、医療安全パトロール（2回、6月11月）等を実施し、各部門に対して助言、勧告、指導を積極的に行った。年間の研修参加人数を職種別にみると、医師の参加率が増加しており、看護部中心の参加率から病院全体へと広がりが出てきている。 また、除細動器からAEDへの変更に伴い、病棟講習会を実施した。 全職員対象に「医療安全ポケットマニュアル」eラーニングテストを2回（6月、12月）実施し、受講率は6月83.6%、11月98.5%であった。また、「医療安全ポケットマニュアル」の見直しを実施、第2版を作成・配布し、医療安全への意識向上を図った。（業務実績26頁参照） 指定場面を設けて指さし呼称強化日を毎月1回実施した。看護部・技術部門はほぼ全部署で実施されている。診療部においては、昨年度は総合診療部・手術集中治療部のみ50名程度の実施であったが、平成24年5月に医療安全管理室長から呼びかけを行い、200名程度の実施が見られるようになった。実施状況は毎月の診療管理連絡会議で報告した。 	
<p>・患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それをを用いた質の評価を試行しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため、医療連携・患者支援センターを設置し、常設の患者相談窓口を設け専任の窓口対応職員のほか患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカーによって患者・家族からの相談に応じるいる。 また、患者満足度調査の実施、分析を行うとともに、意見箱を設置し意見に対する改善策の実践と改善事項の掲示を行っている。（業務実績26頁参照） 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。</p> <p>周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。</p>	<p>（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。</p> <p>② 周産期・小児医療における中核的な役割 周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。 小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。</p>	<p>（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の診療ネットワーク事業に参加している地域及び病院との連携を密にし、ネットワークの推進を図るとともに、医師やコメディカルスタッフに対して研修を行う。 また、東日本大震災により被災し転出を余儀なくされた児童への心のケアや心の問題及びその支援のあり方について研修や提言を行う。</p> <p>② 周産期・小児医療における中核的な役割 MFICU（母体胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）の活用並びにGCU（新生児強化治療室）の増床を行い、母児に対するハイリスク妊娠をより積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。 小児医療においては、高度先進的な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療における中核的な役割を果たして社会問題となっている小児救急医療体制の強化を図る。また、小児医療の進歩により増加している、慢性的な病態を抱えた患児に対する医療体制のモデル構築に向けて検討を開始する。</p>	<p>（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 子どもの心の診療 子どもの心の診療ネットワーク事業連絡会議を2回行った。「平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 成育疾患克服次世代育成基盤研究事業 子どもの心の診療拠点病院における診療とそのシステムの効果的あり方、および多職種人材育成に関する研究(研究代表者 奥山真紀子) 分担研究 子どもの心の診療およびその拠点病院システムの費用と効果に関する研究(分担研究者 植田紀美子)」によって事業全体の評価がなされたが、当該事業における目標値を設けることより病院ごとに時系列にてベンチマーク項目を追っていくことが、その時点での患者動向や子どもの心の診療の周知度合を概観するための指標として重要であるとの研究結果をうけ、研究の調査項目を参考に当該事業として各拠点病院の基礎データおよび事業項目を調査することに至った。平成23年度分より遡り調査を行ったが、会議内で議論を重ねた結果、研究での調査項目に加え、子どもの心の診療に従事するコメディカルの項目を増やし、かつ事業項目を整理し、再度調査することにより本事業が地域でどの様に機能しているのか見ていくこととなった。また、当該事業の普及および連携に使用できるツールが必要とのことから、試験的に発達障害や摂食障害が診療できる医療機関MAPや市内の子どもの心の診療に関連する医療機関や教育、福祉機関などのMAPが中央拠点病院のホームページを活用し、作成できないか検討中である。 東日本大震災に関する研修は、現在研究中のため、研究の結果を受けて研修を実施することとし、平成24年度より開始されたメンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクトである、“慢性疾患をもつ子どものうつへのケア”に関して、日本小児科学会と共催で研修会を実施し、146名の参加があった。 また、中央拠点病院として、全国の研修会や子どもの心の診療に関する情報をメールにて月1～2回程度配信を実施した。</p> <p>② 周産期・小児医療における中核的な役割</p> <p>1. 周産期医療の提供 GCU（新生児強化治療室）12床の増床を行い、平成25年5月に総合周産期センターの認可を受け、MFICU（母体胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）を有効に活用することが可能になった。母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を行い、周産期医療体制の中核的な役割を果たした。</p> <p>2. 小児医療の提供 高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療についても積極的な取り組みを行うことにより、中核的な役割を果たしている。</p> <p>・救急患者数 平成24年度は、32,975名の小児救急患者を診療し、3,598台の救急車搬送を受け入れており、日本でも一、二を争う数の小児救急患者を診療している。32,975名の来院患者の中で、“蘇生”および“緊急”とトリアージされた患者は合計で4,982名（15.1%）、入院となった患者は4,204名（12.7%）で、これらはいずれも小児救急医療として高い数字であり、緊急度、重症度の高い患者が集約されていることを示している。</p> <p>・重症患者の緊急“迎え”搬送 他院からの搬送要請に応じて、緊急で他院まで“搬送チーム”を派遣し、患児の状態を安定させてから当院まで搬送転院させるという緊急“迎え”搬送を行い、地域の医療機関と連携して小児救急医療の中核的な役割を果たしている。平成24年度は94名の重傷患者を搬送し、平成23年度の40名から大幅に増加した。</p> <p>・東京都こども救命センター事業 平成22年9月に開始した事業が3年目に入り、平成24年度にはこの事業に則って他施設から602名の患者を受け入れることにより、小児重症患者の集約化が進んでいる。</p> <p>・地域医療機関と連携した初期救急医療 平成23年6月より世田谷区医師会と協定を結び、地域のクリニックの小児科医3名が当院と協力して夜間の初期救急医療患者の診療に携わっており、重症救急患者の集約化とともに、小児救急医療体制のモデルを構築している。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S	評 定	A
<p>■評価項目6■ 医療の提供に関する事項 (3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p>	<p>(総合的な評定) 子どもの心の診療ネットワーク事業について、当該事業における目標値を設けることより病院ごとに時系列にてベンチマーク項目を追っていくことが、その時点での患者動向や子どもの心の診療の周知度合を概観するための指標として重要であるとの研究結果を受け、研究の調査項目を参考に当該事業として各拠点病院の基礎データおよび事業項目を調査することに至った。 東日本大震災に関する研修は、現在研究中のため、研究の結果を受けて研修を実施することとし、平成24年度より開始されたメンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクトである、“慢性疾患をもつ子どものうつへのケア”に関して、日本小児科学会と共催で研修会を実施し、146名の参加があった。 また、中央拠点病院として、全国の研修会や子どもの心の診療に関する情報をメールにて月1～2回程度配信を実施した。 GCU（新生児強化治療室）12床の増床を行い、MFICU（母体胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）を有効に活用することが可能になった。母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を行い、周産期医療体制の中核的な役割を果たした。</p>		<p>(委員会としての評定理由) GCU（新生児強化治療室）12床の増床を行いMFICU（母体胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）を有効活用できるようになったことで、母胎搬送受け入れ例は114件と、前年度の107件から増加した。年間分娩件数は1,942件と、前年度の1,637件から大幅に増加し、その内約7割が多胎分娩、胎児異常等のハイリスク分娩であるが、積極的な受け入れを行い、適切な周産期医療を提供しながら他の医療機関との連携強化も図っており、周産期医療の中核的役割を果たしていることは評価する。</p>	
<p>[評価の視点] ・子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供しているか。</p>	<p>実績：○ ・ 全国拠点病院の連絡会議において、連携に使用できるツールが必要とのことから、試験的に発達障害や摂食障害が診療できる医療機関MAPや市内の子どもの心の診療に関連する医療機関や教育、福祉機関などのMAPが中央拠点病院のホームページを活用し、作成できないか検討中である。 児童虐待に関しては平成24年度より子どもの生活安全対策室が創設され、子どもの虐待および事故に対応している。虐待に関しては、24年度内に虐待疑いおよび地域からの照会106件に対応し、26件の通告を行った。うち11件は当院において親子分離がなされ、子どもの安全が確保された。それに合わせて地域との連携会議も頻回に行われている。当センターの児童虐待への取り組みがモデルとなり、各地の医療機関で同様の取り組みが行われるようになり、その要望に応じて、見学をしてもらったり、ミニ講義を行ったりした。また、東京都の研修会への講師派遣を行ったり、世田谷区の要保護児童対策地域協議会の会議に参加した。 発達障害に関しては、父親のグループ治療、母親のグループ治療を行い、家族の問題の大きさが明らかとなり、その必要性を学会、研修会等で発表した。 情報発信として、学会発表および研修会等講師派遣は約50であった。 平成24年度から身体疾患患者へのメンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクトの一環として、当センターでは慢性疾患児のうつの予防・早期発見・介入を目指し、平成24年度は炎症性腸疾患の患児に対してのプログラムを作成し、実際に研究として耐えうるデザインで行い、有効性を示した。</p>		<p>(各委員の評定理由) ・ GCUなど高度医療や救急医療に大きな成果が見られる。 ・ ハイリスク分娩や小児救急を積極的に受け入れるなど、周産期・小児医療における中核的な役割を継続的に果たしている点は、評価できる。</p>	
<p>・周産期医療において、分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たしているいか。</p>	<p>実績：○ ・総合周産期センターの認可を受け、母体搬送例受け入れ数は昨年度の107例から114例と増加し、積極的に受け入れている。また分娩数も1942件と増加し、約7割はハイリスク妊娠で、帝王切開 652例、双胎多胎分娩 97例、胎児異常 103例などである。またNICUの入院数も平成24年度は420例と約1.2倍と増加し、周産期医療体制における中核的な役割を果たしている。</p>			
<p>・小児医療において、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たしているか。</p>	<p>実績：○ ・他院からの搬送要請の依頼に応じて、緊急で他院まで“搬送チーム”を派遣し、患児の状態を安定させてから当院まで搬送転院させる、という緊急“迎え”搬送を行うとともに、約33,000人の小児救急患者及び約3,600台の救急車搬送を受け入れトリアージを行い、緊急度に応じた診療を行う等、小児救急医療の積極的な取り組みを行うことにより、小児救急医療体制における中核的な役割を果たしている。（業務実績29頁参照）</p>			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、</p> <p>モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行う。 センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。 また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。 このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>研究所は成育医療研究における優れた人材育成を目指し、センター内外から長期的かつ統括的観点から幅広い育成を図るとともに、積極的に人材育成の場を提供する。 また、病院は成育医療に精通した先駆者的かつリーダー的人材の育成を図り、これら人材を全国に輩出することによって、日本における成育医療の均てん化を推進する。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした最新の成育医療情報を発信する研修・講習を企画・実施する。 成育医療全域における最新の医療情報を積極的に提供する各種研修・講演会等を、センター外の医療従事者等を対象に年間20回以上開催する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>(1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>病院では成育医療研修会を通じて多くの研修生を受け入れた。医師、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等について、大学や病院等から幅広く実習生を受け入れ、成育医療に関する育成を積極的に行った。日本救急看護学会トリアージナース教育コース、小児看護専門看護師教育課程、理学療法士学生臨床実習、作業療法士学生臨床実習、言語聴覚療法士学生臨床実習、診療放射線技師コースの研修生を受け入れた。さらに、救急診療科では看護師、臨床工学技士、救急救命士に対して、多数のシナリオを作製しシミュレーション教育を行った。東京医療センターおよび関東中央病院の初期研修医に対して小児医療研修をそれぞれ1～3か月間行った。 平成24年度は留学期間延長1件、新規申請2件の審査を行い、いずれも優秀な業績を残し、帰国後のセンターの貢献も期待できることから承認とした。平成25年4月現在、トロント大学に2名、ハワイ大学1名が留学している。他に小児科医師が、公益財団法人 万有生命科学振興国際交流財団海外留学助成に応募し受賞、平成25年6月より留学予定である。</p> <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした情報発信に関するモデル研修等を年24回企画・実施した。臨床研究中核病院指定に先立って、UCSFのTakayama教授とネット回線を結んでDesigning Clinical Researchについて研修会を行った。2012/9/1～12/11に合計7回実施し、のべ76名が受講生およびメンターとして参加した。 実施に当たっては、最新の成育医療情報を用いた、各種研修・講演会等をセンター外の医療従事者等を対象に年間24回開催し、成育医療の均てん化を推進した。</p> <p>【説明資料】 資料23：モデル研修等実施一覧 [71頁] 資料24：センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等一覧 [74頁]</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目7■ 人材育成に関する事項</p>	<p>(総合的な評定) センター常勤医師で留学を希望するものを対象に審査を行い、平成24年度は留学期間延長、新規申請の審査を行い3名の留学を承認した。 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした情報発信に関するモデル研修等を年24回と昨年より8回多く、企画・実施した。臨床研究中核病院指定に先立って、UCSFのTakayama教授とネット回線を結んでDesigning Clinical Researchについて研修会を行った。2012/9/1～12/11に合計7回実施し、のべ76名が受講生およびメンターとして参加した。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 医師、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等について、大学や病院等から幅広く実習生を受け入れたこと、日本救急看護学会トリアージナース教育コース、小児看護専門看護師教育課程、理学療法士学生臨床実習、作業療法士学生臨床実習、言語聴覚療法士学生臨床実習、診療放射線技師コースの研修生を受け入れたことなど成育医療に関する人材育成を積極的に行ったことは評価する。</p>	
<p>[数値目標] ・センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催</p>	<p>・成育医療研修会において医師・診療放射線・看護師コースを実施した他、臨床研究セミナー等センター以外の医療従事者に向けた研修会を合計24回開催した。(業務実績31頁参照)</p>		<p>(各委員の評定理由) ・成育医療に精通する人材を育成するために、継続的なレジデントの受入を行っている点は、評価できる。</p>	
<p>[評価の視点] ・成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行っているか。</p>	<p>実績：○ ・小児医療研修、周産期研修等、成育医療に対する研究・医療の専門家の育成として、レジデント77名、フェロー70名を受け入れ養成している（平成24年4月1日現在）。 ・小児看護学准教授の教員研修1名、看護学専修後期博士課程1名、看護学専攻修士課程1名。専門看護師1名、認定看護師11名、看護学生189名の育成を行った。薬剤部において各種研修生19名を受け入れた。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの学生を合計10名受け入れた。</p>			
<p>・センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・留学を希望するものを対象に審査を行い、最大3年間の研究休職を認めている。平成24年度は留学期間延長1件、新規申請2件の審査を行い、いずれも優秀な業績を残し、帰国後のセンターの貢献も期待できることから承認とした。平成25年3月現在、トロント大学に2名、ハワイ大学1名が留学している。(業務実績31頁参照) ・当センターは、小児の生体肝移植の年間実施件数が世界随一の実績を誇り、海外からの医師に小児生体肝移植の技術指導を行っている。</p>			
<p>・関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・東京都子ども救命センター地域連携会議において、60名の聴衆を対象に、重症小児の施設間搬送について講演を行い、地域の指導者の育成に貢献した。 ・石川県小児医療ネットワーク事業協議会において、30名の聴衆を対象に、小児在宅医療の現状と課題について講演を行い、小児在宅医療向上に資した。 ・東京都の子ども救命センター構想に参加し、地域の小児救急医療の重症患者の受け皿として当センターICUが機能している。</p>			
<p>・成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施しているか。</p>	<p>実績：○ ・当院主催の成育医療研修会で小児救急・集中治療コース、看護師コース、診療放射線技師コースを毎年開催している。また、各種学会で講演、シンポジウム、一般演題を発表し、当院の活動を広く発信している。 ・新生児蘇生法の普及のため、院内での学会公認の講習会を年3回開催した。院内での新生児蘇生法講習のシステムの定例化をはかった。 ・小児医療系レジデントに対して、PALSの教育方法論に基づいて毎月シュミレーションによる実習を行った。 ・東京新生児研究会を5回、京浜新生児医療研究会（フレッシュマンセミナー）を2回実施した。城南新生児勉強会を2回実施した。</p>			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が成育医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、ホームページ、メールマガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報を提供するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>国内全域の中核的医療機関等との診療科を超えた継続的な連携と協力を保ちながら、最新情報や技術をセミナー等において全国に発信・公開することにより、確固たるネットワークの維持を図る。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ、メールマガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報を提供するとともに、日本語版・英語版のセンターパンフレットの充実を図る。</p> <p>成育疾患の均てん化のため、平成23年度までに整備が進んだテレビ会議システム等を活用した情報発信を一層充実させる。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>臨床研究セミナー、小児整形外科カンファレンス、小児病院カンファレンス等を通じて、標準的医療等の普及を図った。</p> <p>PICUに専従医の少ない施設へ診療支援を行い、標準的な医療が当院以外でも行われるようなシステム作りを平成22年度から引き続き行っている。</p> <p>看護部では、日本小児総合医療施設協議会看護部長部会の下に専門領域で活動する看護師のネットワークを作っている（感染管理ネットワーク、医療安全ネットワーク、地域連携ネットワーク、皮膚排泄ケアネットワーク、小児がん看護ネットワーク、小児周術期看護ネットワーク、小児集中治療看護ネットワーク）。</p> <p>耳鼻咽喉科では、定期的に小児病院耳鼻咽喉科の合同カンファレンス（成育、千葉、さいたま、神奈川）を行い、都立ろう学校（大塚、永福、立川など）と定期的にカンファレンスを開催している。</p> <p>消費者庁・国民生活センターとの「医療機関ネットワーク事業」を行っており、事故情報の収集を行い、再発防止対策の作成に役立っている。</p> <p>また、地域の療育の拠点である世田谷区総合福祉センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどと定期的にカンファレンスを開催している。</p> <p>小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。また、聴力測定技術講習会や補聴器相談医委嘱のための講習会に講師として協力している。</p> <p>世田谷区医師会との協定により地域連携体制を構築し、小児夜間・休日診療に地域の開業医等3名が当センターの小児夜間・休日診療に当たっている。また、レジデント研修プログラムとして、世田谷・玉川区医師会との協定により、当センターの医師が地域の開業医で研修を行っている。</p> <p>地域の医師、コメディカル等を対象に、当センターの職員が講演者となって以下の懇話会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成育医療研究センターの取り組んでいる新しい医療 ・小児のVPD（ワクチンで予防できる疾患）の疫学 ・小児がんのこどもと家族 ・在宅人工呼吸器を使用する子どもの呼吸管理 <p>小児と薬ネットワーク推進室を新設し、全国の小児医療機関等からなる小児医療機関ネットワークを活用して、副作用情報や投与量情報等を収集する体制の整備を開始した。情報収集にあたっては、日本小児総合医療施設協議会（JACHRI）加盟施設等から構成されているネットワークの人的・機能的ネットワークを基盤として活用する。同時にネットワークのIT化により、データベース整備と情報処理環境整備を実現する。</p> <p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>成育医療に関する情報は、各部門で開催する講演・セミナー・グラウンドラウンド等を通じて収集・評価されている。</p> <p>医療者向け、一般市民向けの公開講座は、平成24年に11回の開催実績がある。</p> <p>センターのWebサイト内で、平成24年度Webサイトの年間ページ更新数1,073件（前年度比32減）と、引き続き最新情報の積極的提供を推進した結果、サイト全体の平均ページビューは47,080件/日（前年度比2.49倍）であった。年度後半の「無侵襲的出生前遺伝学的検査」についての豊富な情報発信がアクセス数の伸びに貢献した。最新知見等を情報発信する専門的ホームページとしては、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトがあり、各分野の専門情報を提供している。</p> <p>新たな広報戦略を図るための広報戦略部を設置し、パンフレットについて、大幅に見直しを行い製作した。</p> <p>メールマガジンは24年度には11本配信し、配信先は480（前年比38増）、すこやかジャーナルは12本配信し、配信先は1,859（前年比76増）であった。</p> <p>テレビ会議システムについては、機器の管理を情報管理部が担当して、各部署が手軽に利用できるような環境を整えた結果、毎週1回程度の利用実績が定着し、装置の予約を伴った利用は、平成23年度の11件に対し、平成24年度は48件と増加している。</p> <p>医師・小学校教師・療育関係者・難聴児家族を対象に軽・中等度難聴児への支援や補聴器装用の必要性などに関する第2回市民公開講座を開催し、院外から大勢の参加者が集まり意見交換を行った。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目 8 ■ 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p>	<p>（総合的な評定） 医療従事者や一般市民向けの公開講座を開催するとともに、最新知見等を情報発信する専門的ホームページとして、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトにおいて、各分野の専門情報を提供している。 メールマガジンは24年度には11本配信し、配信先は480（前年比38増）、すこやかジャーナルは12本配信し、配信先は1859（前年比76増）であった。 テレビ会議システムについては、各部署が手軽に利用できるような環境を整えた結果、同システムを利用した医療機関向けの情報発信回数が増加した。</p>		<p>（委員会としての評定理由） 医療従事者や一般市民向けの公開講座を開催するとともに最新知見等を情報発信する専門的ホームページとして小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等のサイトにおいて、各分野の専門情報を提供したことなど評価する。</p>	
<p>[評価の視点] ・国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図っているか。</p>	<p>実績：○ ・消費者庁・国民生活センターとの「医療機関ネットワーク事業」を行っており、事故情報の収集を行い、再発防止対策の作成に役立てている。また、世田谷区地域の療育の拠点である世田谷区総合福祉センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどと定期的にカンファレンスを開催している。（業務実績33頁参照） ・小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。また、聴力測定技術講習会や補聴器相談医委嘱のための講習会に講師として協力している。（業務実績33頁参照）</p>		<p>（各委員の評定理由） ・セミナー・web情報の公開等を通じての標準的医療の普及に努めている点は、評価できる。 ・テレビ会議システムの利用実績は徐々に増加してきているが、今後は効果的な利用方法に対する検討も必要となるものと考え。 ・小児がん情報ステーションなど専門分野の情報を全国に提供するなどの取り組みは評価できるが、内容やテーマをどう充実しているのかなども記載してほしい。</p>	
<p>・国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築しているか。</p>	<p>実績：○ ・成育医療に関する情報は、事務部門による新聞・雑誌記事の収集や、各部門で開催する講演・セミナー・グラウンドラウンド等を通じて収集・評価されている。 情報の提供は、医療者や市民向け公開講座、センターWebサイト、小児がん情報ステーション、子どもの心の診療拠点病院事業等の専門Webサイト、複数のパンフレットおよび研究者向け・一般向けの2系統のメールマガジンを通じて行っており、いずれも内容の充実が進んでいる。 ・テレビ会議システムの利用促進策を実行に移した結果、テレビ会議を利用した、医療機関向けの情報発信回数が増加している。（業務実績33頁参照）</p>			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>5. 国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにすため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>(2) 国際貢献 我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。</p> <p>(2) 国際貢献 研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に引き続き取り組むとともに、関連医療機関及び学会等と協力し、科学的見地から専門的提言を行う。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 センター内の危機管理体制を強化するとともに、危機管理マニュアル（災害対応）の更新を行う。</p> <p>(2) 国際貢献 研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。 また、外国人研究者等の受入れを行う。 海外からの入院・治療の紹介及び依頼に対応するため、諸外国との英語による連携対応窓口の整備に努める。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項 平成24年度において、成育疾患に関する研究に精力的に取り組んだ。特に長年にわたり国立成育医療研究センターが独自に行ってきたコホート研究の資産を有効活用し、ゲノム及びエピゲノム解析による成育疾患の解析を精力的に行った。これらのゲノム解析およびエピゲノム解析は、本センターで行う遺伝子治療や再生医療に貢献できた。また、追隨する他の医療機関の遺伝子治療や再生医療の貴重な参考データとして活用、あるいは厚生労働行政の指針等に活用できる。本研究によりそれらの基盤を確立し、再生医療にかかる法律制定に向けた政策提言に資する科学的見地を提示できた。 国が行うiPS・ES細胞の承認や治療に関する委員会に参画し、専門的提言を行っている。 小児慢性特定疾患事業の中心的な役割を果たし、日本小児学会と協力して見直し作業に貢献した。</p> <p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応 危機管理マニュアル（災害対応）の改訂を行うとともに、災害想定シミュレーションを院内全体で反復し、センター内の危機管理体制を強化している。 DMAT隊を保有し運用しており、常設は小児専門施設としては全国唯一である。他隊が携行しない小児用資機材を常備して小児災害医療へ対応し重篤小児患者を救命する体制を整備している。 災害時に全国の小児専門施設および小児診療に熟練した救急施設の病床状況を一括把握するネットワークを東日本大震災時に稼働させた後も維持しており、災害時に重篤小児患者の域外搬出先の選定を支持する情報提供を可能としている。 新型インフルエンザを始めとした感染症の発生に適切に対応するため、感染防御の実習を反復するとともに、感染症患者の院外搬送訓練を実施するなどを通して、事象発生時の診療体制を整備した。</p> <p>(2) 国際貢献 国際共同研究を推進するため米国のChildren's National Medical Center (http://www.childrensnational.org/research/OurResearch/)との協議を開始した。英文論文数は224件と過去最高であった前年に比しても11件増加した。IF30以上の雑誌への原著論文が4編であった（平成22年度、23年度はそれぞれ1編）ことなど内容としても充実していた。平成24年度に研究所で受け入れた外国人研究者の数は、15名であった。 医療連携・患者支援センターに、平成23年度に設置した医療連携開発室を基点として成育医療における渉外、外事を担う機能を開始した。渉外活動として、海外研修者受け入れに関連する連絡業務を行い、24年度に6か月の長期の海外研修生1名の受け入れのサポートを行った。また、海外からの受診希望やセカンドオピニオンの依頼について英語対応が可能な事務職員を複数配置し、速やかな連絡・調整が図れるよう努めている。 24年度に海外から診療を依頼された件数は、23年度の6件に対して41件と大幅に増加した（問い合わせの国は、ロシア・グルジア・アルゼバイジャン・カザフスタン・中国などであった）。案件ごとに頻繁な情報のやり取りが行われたが、実際の診療件数は1件（肝移植）であった。 平成25年3月に北京日中友好病院と連携協定を結んだ。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目9■ 国への政策提言に関する事項 その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p>	<p>(総合的な評定) 平成24年度において、成育疾患に関する研究に精力的に取り組み、特に長年にわたり成育医療研究センターが独自に行ってきたコホート研究の資産を有効活用し、ゲノム及びエピゲノム解析による成育疾患の解析を精力的に行った。これらの解析は、追従する他の医療機関の遺伝子治療や再生医療の貴重な参考データとして活用、あるいは厚生労働行政の指針等に活用できるものである。 再生医療に向けたヒト幹細胞等のバンク化推進のため、6NC共同でバイオバンクの構築、高精度な医療情報とその追跡システムの構築等について具体的な運用を開始した。また、ヒトES細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、昨年度に行った改訂の提言が採用され、指針の改定につながった。 危機管理マニュアル（災害対応）の改訂を行い、センター内の危機管理体制を強化している。 医療連携・患者支援センターに設置した医療連携開発室を基点として、海外研修者受け入れに関する連絡業務等を行い、受け入れのサポートを行った。また、海外からの受診希望等に適切に対応するための英語対応が可能な事務職員を複数配置している。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 国が行うiPS・ES細胞の承認や治療に関する委員会に参画し専門的提言を行うなど、ヒトES細胞を含むヒト幹細胞を用いる臨床研究に関して、昨年度に行った改訂の提言が採用され、指針の改定につながったことは評価する。</p>	
<p>[評価の視点] ・国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行っているか。 ・国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、そのような事態に対し準備を行っているか。 ・成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行っているか。</p>	<p>実績：○ ・成育疾患に関する研究において、成育医療研究開発費を有効に活用し、多岐にわたる疾患メカニズムの解明と治療法の開発に貢献した。また、「難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業」によるゲノム解析拠点としての役割を果たし、科学的見地を提示し、政策提言を行った。（業務実績9頁参照）</p> <p>----- 実績：○ ・危機管理マニュアル（災害対応）の改訂を行い、センター内の危機管理体制を強化している。また、DMAT隊を保有し運用しており、常設は小児専門施設としては全国唯一である。他隊が携行しない小児用資機材を常備して小児災害医療へ対応し重篤小児患者を救命する体制を整備している。（業務実績35頁参照）</p> <p>----- 実績：○ ・国際共同研究を推進するため米国のChildren's National Medical Centerとの協議を開始した。（業務実績35頁参照） ・英文論文数は224件と過去最高であった前年から11件増加した。IF30以上の雑誌への原著論文が4編であった(平成22年度、23年度はそれぞれ1編) ことなど内容としても充実している。（業務実績8頁参照） ・平成24年度に研究所で受け入れた外国人研究者の数は、15名であった（3月31日現在も15名、平成23年度と同数）。（業務実績35頁参照） ・医療連携・患者支援センターに、平成23年度に設置した医療連携開発室を基点として成育医療における渉外、外事を担う機能を開始した。渉外活動として、海外研修者受け入れに関連する連絡業務を行い、24年度に6か月の長期の海外研修生1名の受け入れのサポートを行った。また、海外からの受診希望やセカンドオピニオンの依頼について英語対応が可能な事務職員を複数配置し、速やかな連絡・調整が図れるよう努めている。 ・日中友好病院（北京病院）と連携協定を結んだ。（業務実績35頁参照）</p>		<p>(各委員の評定理由) ・国が行うiPS・ES細胞の承認や治療に関する委員会に参画して専門的提言を行っているほか、将来的な行政指針等への活用を踏まえたコホート研究資産を活用したゲノム・エピゲノム解析を実施するなど、我が国の医療政策の推進等への取組は評価できる。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>（1）効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入</p> <p>特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p> <p>② 事務部門の改革</p> <p>事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>（1）効率的な業務運営体制</p> <p>ガバナンスの強化及びセンターとしての使命を果たすことができるよう、平成23年度に見直しを行った組織配置により、組織内の企画立案、調整、分析機能高めるとともに、センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるように運営を行う。</p> <p>① 副院長複数制の導入</p> <p>平成22年度に設置した特命事項を担う副院長について、引き続きその体制を維持するとともに、新たな特命事項を担う副院長が必要かの検討を行う。</p> <p>② 事務部門の改革</p> <p>事務部門については、平成23年度途中に見直した配置により、さらなる効率的・効果的な運営に努める。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>（1）効率的な業務運営体制</p> <p>センターの使命である研究・医療等の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等を行うこと、及びガバナンスの強化を目的として、以下の事項を考慮しつつ、引き続き適切な運営を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会規程を整備して理事会を設置し、法人運営に関する重要事項については理事会の議事を経た上で執行 ・ 理事は、センターの外部より病院・企業等の経営・運営の経験及び実績がある、又は会計に関する経験、実績を有する人材を引き続き採用 ・ 理事会の他に、各部門の責任者等で構成する執行役員会議を設置し、理事会決定事項を各部門において適切に遂行 ・ 理事長直属の企画戦略室を設置し、理事長の企画・立案等を具体的に実行に移す ・ 監事による法人業務の適切な監査とともに、監査室を設置し専任の職員を配置。また、監事はその業務を遂行するため、必要に応じ理事会で意見を述べ、法人の業務及び財産の状況調査等を行う <p>総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。</p> <p>総人件費は平成24年度70.6億円となっており、平成21年度比で24.5%増となっている。</p> <p>今般の人件費の増加は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保など、NCの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。</p> <p>今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や産科医の適切な配置等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。</p> <p>なお、現在政府として研究開発法人の創設が検討されていることや、独立行政法人等の人件費の在り方に係る議論も踏まえ、その方向性を注視しながら、国策としての研究を担う当センターが、より一層の成果を発揮できるよう、研究・病院部門の人件費の在り方については更なる検討が必要であると考えている。</p> <p>人件費率については平成24年度実績は37.7%となり、平成23年度実績38.8%に対し1.2%の減となっている。</p> <p>① 副院長複数制の導入</p> <p>適切かつ効率的なセンターの運営に資するため、特命事項を担う副院長複数制を強化することとし、従来の「看護・環境整備」に「入院診療（除周産期）」、「教育・研究・外来診療」、「経営・財務」、「医療安全・入院診療（周産期）」の担当を加え、5人体制とすることを決定した（平成25年4月1日から配置）。</p> <p>② 事務部門の改革</p> <p>業務内容に応じた4部門（総務部、人事部、企画経営部、財務経理部）により、引き続き責任の明確化と効率的な運営を図った。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目10■ 効率的な業務運営に関する事項 (1) 効率的な業務運営体制</p>		<p>(総合的な評定) 理事会、執行役員会議、企画戦略室等による運営を引き続き適切に実施することにより、ガバナンスの強化や研究・医療等の充実に資する事業計画策定及び的確かつ迅速な意思決定を行っている。 適切かつ効率的なセンターの運営に資するため、特命事項を担う副院長複数制を強化することとし、従来の「看護・環境整備」に「入院診療（除周産期）」、「教育・研究・外来診療」、「経営・財務」、「医療安全・入院診療（周産期）」の担当を加え、5人体制とすることを決定（平成25年4月1日から配置）した。これにより、担当業務の役割の明確化や責任の所在が明らかとなった。</p>	<p>(委員会としての評定理由)</p>	<p>理事会、執行役員会議、企画戦略室等による運営を引き続き適切に実施することにより、ガバナンスの強化や研究・医療等の充実に資する事業計画策定及び的確かつ迅速な意思決定を行っていることは評価する。</p>
<p>[評価の視点] ・センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築しているか。 ・センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行っているか。 ・総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。 (政・独委評価の視点) ・総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点) ・国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行っているか。 ・独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行っているか。 ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点) ・特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化しているか。 ・事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制となっているか。</p>	<p>実績：○ ・センターの使命である研究・医療等の充実、迅速な意思決定、ガバナンスの強化等を目的とした組織体制を維持し、引き続き適切な運営を行った。(業務実績37頁参照) 実績：○ ・センターの使命に応じて、より効率的に効果を生み出すことを目的とした組織体制を維持し、引き続き適切な運営を行った。(業務実績37頁参照) 実績：○ ・総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 総人件費は平成24年度70.6億円となっており、平成21年度比で24.5%増となっている。 一般の人件費の増加は、周産期医療を始めとする成育医療に関する高度先駆的医療の開発・普及・提供の人材確保(※)など、NCの役割を着実に果たすために、医師・看護師等の増員等をしたものである。(※ GCU増床に伴う体制強化、上位基準取得のための増員等) 今後の対応として、引き続き、技能職の退職後不補充等により、事務・技能職の人件費の更なる削減に努める。また、救急医や産科医の適切な配置等により病院収支の更なる向上に努め、外部研究費等の獲得についても努力する。研究体制の強化についても、治験・臨床研究の数や研究成果等について、国民に対する説明責任を果たすよう努める。 なお、人件費率については平成24年度実績は37.7%となり、平成23年度実績38.8%に対し1.1%の減となっている。 (業務実績37頁参照) 実績：○ ・国家公務員の再就職者のポストについては、設置していない。 実績：○ ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストについては、設置していない。 実績：○ ・適切かつ効率的なセンターの運営に資するため、従来の「看護・環境整備」に「入院診療（除周産期）」、「教育・研究・外来診療」、「経営・財務」、「入院診療（周産期）」の担当を加え5人体制とし、特命事項を担う副院長複数制を強化することを決定した。(業務実績37頁参照) 実績：○ ・業務内容に応じた4部門により、引き続き責任の明確化と効率的な運営を図った。(業務実績37頁参照)</p>		<p>(各委員の評定理由)</p>	<p>・総人件費は、平成21年度比で24.5%増となっているが、GCU増床に伴う体制強化、上位基準取得のための増員等を理由とするものであり、センターとしての使命を果たすうえでの前向きな意思決定と捉え、今後この効果が大きく発現することを期待する。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p> <p>② 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成24年度の損益計算において、経常収支率を101%以上とするよう経営改善に取り組む。</p> <p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう更に検討を行う。</p> <p>② 材料費の節減 材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、使用医薬品の集約に一層取り組む。さらに在庫定数の見直しなど在庫管理の適正化を推進し費用の節減を図る。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善 センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行う等により診療報酬上の上位基準取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト削減に努めることにより、全体として収支改善を推進した。 結果として、経常収支は799百万円の黒字、経常収支率は103.5%となり、平成22年度以降3期連続の黒字を達成した。</p> <p>① 給与制度の適正化 職員給与における基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴である年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員について若年層の給与水準は変えず、民間の給与水準を勘案して中年の年功的な給与水準を緩やかなカーブとする等、給与制度を見直し、その水準を維持している。 また、「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」と同水準の給与改定を平成24年5月と9月に役員及び管理職を対象に実施した。</p> <p>② 材料費の節減</p> <p>1. 医薬品等の共同購入 医薬品、検査試薬及び医療材料については、平成24年度よりNCに加え独立行政法人国立病院機構とともに共同入札を行い、共同購入のスケールメリットを生かした購入を行った。</p> <p>【共同入札の品目数及び割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品： 8,324品目（総契約品目数 8,458品目） 98.4%（平成23年度 98.6%） ・検査試薬： 3,072品目（総契約品目数 3,077品目） 99.8%（平成23年度 98.9%） ・診療材料： 431品目（総契約品目数 3,308品目） 13.0%（平成23年度 12.7%） <p>※総契約品目数については、常時使用を予定している品目数。</p> <p>2. 使用医薬品の集約、後発医薬品の促進 薬剤委員会を通じて同種同効医薬品の整理による使用医薬品の集約や後発医薬品の採用・使用促進により医薬品費の削減に努めた。</p> <p>【後発医薬品採用率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目ベース 平成23年度 11.2% → 平成24年度 11.3% ・購入数量ベース 平成23年度 22.1% → 平成24年度 18.9% <p>【材料費率 平成23年度 26.8% → 平成24年度 25.6% (1.2%減)】 材料費率については、医薬品等の共同入札による購入単価の引き下げ、診療報酬上の上位施設基準の取得等による医薬収益の増等により、25.6%となった。</p> <p>【説明資料】 資料25：経営の改善 [77頁]</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成21年度に比し、中期目標期間の終年度において15%以上の削減</p> <p>④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。</p>	<p>③ 一般管理費の節減</p> <p>平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上削減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化</p> <p>建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保</p> <p>医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成21年度（平成21年4月～平成22年1月）医業未収金比率0.05%</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>（1）電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>（2）財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>③ 一般管理費の節減</p> <p>平成24年度においても引き続き一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めることとし、平成21年度に比して、15%以上の節減に努める。</p> <p>④ 建築コストの適正化</p> <p>建設資材等の仕様が適正であるかの検証を行うことにより、コストの削減に取り組む。</p> <p>⑤ 収入の確保</p> <p>医業未収金については、引き続き新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、診療報酬委員会におけるレセプト点検体制の充実を図り、引き続き適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>（1）電子化の推進による業務の効率化</p> <p>センター内外で利用する文書の電子化・管理強化を図る。</p> <p>また、平成23年度に設置した情報管理部を適切に運営することにより、引き続き情報解析及びセキュリティ管理体制の充実を図る。</p> <p>（2）財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>引き続き財務会計システムの確実な稼働を図ることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。</p>	<p>③ 一般管理費の節減</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減、消耗品等の費用削減など、経費の縮減、見直しを図り、平成21年度に比して26.2%（169百万円）削減を図った。</p> <p>④ 建築コストの適正化</p> <p>建築工事の実施にあたっては、過剰な仕様となっていないか施設・医療機器整備委員会等で検証を行っている。また、予定価格の積算は、建設物価、積算資料等市場単価等の資料を参考に行い、適正なコストとなるよう取り組んだ。</p> <p>【平成24年度に実施した工事】</p> <p>①教育研修棟新築工事 ②バイオバンク棟増築工事 ③院内保育所改修工事</p> <p>⑤ 収入の確保</p> <p>医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行い、新規発生の防止という観点から、分娩入院の患者を対象とした事前の預かり金制度やクレジットカードによる支払いを前年度に引き続き行った。また、平成24年度は、クレジットカードの取引会社を増やすことにより、患者サービスの向上を図るとともに、さらなる未収金の新規発生の防止に努めた。その結果、医業未収金比率は0.045%となり、中期計画の数値目標（0.05%）を上回る低減ができた。</p> <p>レセプト点検については、診療報酬委員会によるチェック体制の徹底及び高額レセプトに対する再チェック実施で適正な請求事務を行うようにしている。</p> <p>2. 電子化の推進</p> <p>（1）電子化の推進による業務の効率化</p> <p>平成24年度に、情報管理部に新たに診療情報管理士1名、システム管理専門職1名を増員し、情報の解析や文書管理の強化に対応できる体制を強化した。病院内で利用する患者向けの文書や診療マニュアルなどを文書管理システムの管理化に置くことにより、患者向けの登録文書は462件、業務マニュアル・手順書の文書は801件が電子的に管理されている。</p> <p>情報セキュリティ対策としては、情報システム利用時パスワードの利用文字種や最低文字数といったポリシーの厳格化や、パスワード有効期限設定の見直し、退職者の使用権削除の基準遵守などを強化した。</p> <p>（2）財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>財務会計システムの適切な稼働を図ることにより、企業会計原則に基づく事務処理を行い、月次及び年次での決算処理を速やかに実施することができた。</p> <p>月次決算では、財務会計システムから作成される財務諸表の数値（収支状況、人権費率等）のほか、システムから作成される数値（患者数、診療点数、平均在院日数等）を組み合わせ、多角的な観点から詳細な分析を行った。</p> <p>また、月次決算により、早い段階での問題点把握とその対応策の検討を行い、幹部を対象とした執行役員会議や職員を対象とした診療管理連絡会議等において報告し、センター全体として経営に参加する意識を高めている。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	S		評 定	A
<p>■評価項目 1 1 ■ 効率的な業務運営に関する事項 (2) 効率化による収支改善 電子化の推進</p>	<p>(総合的な評定) センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位施設基準の取得等を図るとともに、コスト縮減に努め収支改善を推進したことにより、3期連続の黒字を達成している。 医薬品、検査試薬及び医療材料について、スケールメリットを勘案した6NCによる共同購入を引き続き実施することにより、購入単価の低減に努めるとともに、使用医薬品の集約や後発医薬品の使用促進等により、医薬品費の削減に努めた。 一般管理費（退職手当を除く。）については、消耗品費等の費用削減等により引き続き取り組むことにより26.2%の節減を図っている。 医業未収金については、定期的な督促業務、事前の預り金制度、カード決済等の様々な取り組みを引き続き実施し、さらにクレジットカードの取引会社を増やすことにより、患者サービスの向上を図るとともに未収金の新規発生の防止に努め、中期計画の数値目標を上回った。 診療報酬委員会において、40万点以上の高額レセプトを中心に症状詳記の記載内容の指導等の審査減対策を行っている。 情報システムについては、病院内で利用する患者向けの文書、診療マニュアル等の電子化を進め、システムで管理できるようになった。また、セキュリティ対策の強化を行った。 財務会計システムの適切な稼働を図ることにより、月次及び年次での決算処理を速やかに実施することができた。月次決算では様々な指標を活用することにより、多角的な観点から詳細な分析を行い、更に早い段階での問題点把握及び検討をし、それらを会議において報告することにより、センター全体として経営に対する参加意識を高めている。</p>			<p>(委員会としての評定理由) センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト縮減に努めることにより、損益計算において経常収支率103.5%（経常利益約8.0億円）であり、独立行政法人化後3期連続100%以上を維持していることは評価する。</p>	
<p>[数値目標] ・5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上</p> <p>・中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減（平成21年度 643,472千円）</p> <p>・平成21年度に比した医業未収金比率の縮減（平成21年度 0.05%）</p>	<p>・平成24年度の経常収支率は、103.5%となり、平成22年度以降3期連続の黒字を達成している。（業務実績39頁参照）</p> <p>・一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減などを行い、平成21年度に比して26.2%（169百万円）の節減を図った。（業務実績40頁参照）</p> <p>・平成24年度の医業未収金比率は、医業未収金の新規発生の防止に取り組むことにより0.045%となり、中期計画の数値目標（0.05%）を上回る低減ができた。（業務実績40頁参照）</p>			<p>(各委員の評定理由) ・3年連続黒字を達成。 ・経常収支率、一般管理費の節減、医業未収金比率の縮減等、中期目標を上回る達成状況にある点は、評価できる。 ・研究所・病院・管理部門の大幅な組織見直しを行い、効率的な業務運営体制を確立したこと、人件費率を前年度より1%以上減らし37.7%としたこと、採算がとれにくい小児医療を行いながら損益計算で3年連続の黒字を達成したことなどが極めて高く評価される。</p>	
<p>[評価の視点] ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>・繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画どおり進んでいるか（政・独委評価の視点）</p> <p>・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>・法定外福利費の支出は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○ ・センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により、診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、人件費及び材料費等に係るコスト削減に努め収支改善を推進したことにより、当期総利益796百万円を計上したものであり、適切な業務運営を行った結果である。</p> <p>実績：－ ・繰越欠損金は、計上されていない。</p> <p>実績：○ ・平成24年度における運営費交付金の未執行額は、169,995千円（3.9%）であり、運営費交付金全体に占める額、割合ともに高くはない。なお、未執行の理由は、バイオバンク棟未完成による研究機器購入の延期及び定年退職予定者の勤務延長によるものである。</p> <p>実績：○ 法定外福利厚生費（職員厚生費、健康診断費、その他福利厚生費）については、その支出自体、限定的に取り扱っており、日常的に点検を行い支出した結果、平成24年度は、3,250千円と支出額全体に占める額としては僅かなものとなった。</p>				

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <p>・事業費における冗費については、日常的に点検を行いつつ支出するとともに、契約の適正化及び低廉化を目的とした外部有識者を委員に含めた「契約審査委員会」において事前審査を実施した。</p>	
<p>・給与水準等については、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行っているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・独法移行により給与体系の見直しを行い、年功的要素の影響を少なくし、民間の給与水準を勘案し、中高年層の給与カーブを穏やかにした。</p> <p>・「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」と同水準の給与改定を平成24年5月と9月に役員及び管理職を対象に実施した。（業務実績39頁参照）</p>	
<p>・国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。（政・独委評価の視点） 	<p>実績：○</p> <p>・センターの給与水準については、国の給与制度等を踏まえ、通則法に則って適切に対応しているところである。</p> <p>・平成24年度のラスパイレス指数においては、事務・技能職を除いて国の水準より高いものになっているが、これは当法人は地域手当1級地に所在していることが大きな原因となっている。その他、センターの主たる事業かつ目的である医療の提供に不可欠である医療職種について、社会一般情勢に適応するよう独法移行を機に改善を行ったところである。</p> <p>特に医師、看護師の確保については全国的に厳しい情勢であることから、民間医療機関等の給与実態を踏まえた手当を設けるなど改善を進めたところである。</p>	
<p>・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。（厚労省評価委評価の視点）</p>		
<p>・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <p>・法人独自の手当は、国と同旨の手当、民間医療機関との同様の手当、国の施策に対応した手当等、人材確保を図るための手当であり、民間医療機関との給与水準の違いや独立行政法人に求められる能力実績主義を踏まえれば、適切なものである。</p> <p>また、特殊業務手当は、国の俸給の調整額と異なり賞与・退職手当の基礎としない手当であり、民間の給与を踏まえた適切なものである。</p>	
<p>・医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・医薬品等について6NCでの共同入札の実施、同種同効医薬品の整理による使用品目の集約、後発医薬品の使用促進、適正な在庫管理の徹底を図ることにより材料費率の抑制に努めた。（業務実績39頁参照）</p>	
<p>・一般管理費（退職手当を除く。）について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減などを行い、平成21年度に比して26.2%（169百万円）の節減を図った。（業務実績40頁参照）</p>	
<p>・建築単価の見直し等を進め、コスト削減を図り、投資の効率化を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>・工事を実施する際には、過剰な仕様となっていないか内部の委員会でも十分な検証を行い、予定価格の積算に当たっては、建設物価、積算資料等により市場価格等を調査の上、適正なコストとなるよう取り組んでいる。（業務実績40頁参照）</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・医業未収金の新規発生防止に取り組むとともに、定期的な督促業務を行うなど、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、また、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行うと共に、分娩入院の患者を対象として事前の預かり金制度を前年度に引き続き行う等、新規発生防止に努めた。（業務実績40頁参照） ・レセプト点検については、診療報酬委員会によるチェック体制の徹底及び高額レセプトに対する再チェック実施で適正な請求事務を行うようにしている。（業務実績40頁参照） 	
<p>・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、医業未収金を把握し電話及び文書による督促を行っている。計画的に督促を行うことにより、医業未収金比率を0.05%以内に抑えることとしている。（業務実績40頁参照） 	
<p>・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収金の新規発生防止や督促業務を精力的に行った結果、医業未収金比率は、0.05%以内に抑えられ計画を達成している。（業務実績40頁参照） 	
<p>・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画において、医業未収金比率を0.05%以内に抑える計画を策定しており、平成25年1月末現在の医業収益に対する医業未収金の割合は、0.045%と計画を達成しているが、引き続き新規発生防止を重点とした未収金対策を徹底していく。（業務実績40頁参照） 	
<p>・文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図っているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理部の人的体制を強化するとともに、病院内で利用する患者向けの文書や診療マニュアルなどを既存の汎用情報システムで管理できるようにし、特別の費用をかけずに電子的管理を達成した。（業務実績40頁参照） ・情報セキュリティ対策としては、情報システム利用時パスワードの利用文字種や最低文字数といったポリシーの厳格化や、パスワード有効期限設定の見直し、退職者の使用権削除の基準遵守などを強化した。（業務実績40頁参照） 	
<p>・財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努めているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システムの適切な稼働を図ることにより、月次及び年次での決算処理を速やかに実施することができた。月次決算では様々な指標を活用することにより、多角的な観点から詳細な分析を行い、更に早い段階での問題点把握及び検討をし、それらを会議において報告することにより、センター全体として経営に対する参加意識が高められた。（業務実績40頁参照） 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制確立のため、監査室による内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び監査法人による外部監査を実施し連携強化を図る。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化の強化を図り、その取組状況を公表する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>(1) 内部監査の実施 独立行政法人化した平成22年度当初から、総長の下に独立した組織として監査室を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき監査を実施している。 センターの業務の適正かつ能率的な執行及び会計処理の適正を期すことを目的とし、業務活動の諸規程に対する合規性、業務運営の適正性及び効率性を監査し問題点の検討及び改善を図ることとしており、平成24年度は、内部監査細則に基づき内部監査実施基準を定め、監査手続きの明確化を図った。 そのうえで、①外部資金による研究費等の経理に関する事項、②契約に関する事項、③収入管理・債権管理に関する事項、④給与、勤務時間管理に関する事項、⑤法人文書管理に関する事項、⑥倫理規程・行動規範の遵守状況及び内部通報事務の実施状況を重点事項とする内部監査計画を策定し、監査を実施している。</p> <p>(2) 監事による業務監査の実施 監事は、監査室及び会計監査人と連携のうえ、当センターの業務の適正かつ効率的な運営に資するとともに、会計経理の適正を期することを目的として、センターの業務がその目的を達成するために合理的かつ効率的に運営され、またセンターの会計に関する事務処理が法令その他諸規程等に従い適正に行われているか監査している。 監査事項は、①関係諸法令及び諸規程等の実施状況、②中期計画その他重要事項の実施状況、③高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律に規定するセンターの業務の運営状況、④組織及び人事管理の状況、⑤予算実施計画、収支計画及び資金計画の執行状況、⑥現金等の出納及び保管の状況、⑦資産の取得、管理及び処分状況、⑧財務諸表及び決算報告書に関する事項、⑨契約の締結及び執行の状況、⑩その他監査の目的を達成するために必要な事項としている。 平成24年度は、その中で特に、①科学研究費に関する物品購入手続きの妥当性等、②契約に関する審査・監視体制を重点事項として取り組んでいる。</p> <p>(3) 会計監査人による外部監査の実施 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、財務諸表、決算報告書及び事業報告書等について会計監査人（公認会計士）による独立行政法人の監査の基準に準拠した監査を受審している。 また、会計実務担当者の能力向上を目的とした簿記研修会（基礎編及び習熟編）、コンプライアンスの意識高揚を図るための研修会を会計監査人が講師となって開催している。</p> <p>(4) コンプライアンス室の活動 独立行政法人化した平成22年度当初からコンプライアンス室を設置しており、外部から弁護士を室長に選任している。 平成23年度からコンプライアンスホットラインを開設し、センターで勤務している職員等が弁護士に相談しやすい環境整備に努めてきたところであるが、平成24年度から相談時間を更に増加させ充実を図っている。 また、予防に重点を置いたコンプライアンス活動の推進や、問題ごとが発生から解決までの手続きの流れのシステム作りに取り組んでいる。</p> <p>(5) 契約監視委員会による点検・見直し 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、契約の点検・見直しを行うため、監査室を事務局とし監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を設置し、①競争性のない随意契約の妥当性、②一者応札・一者応募が続いた場合の競争性を確保するための改善方策の妥当性、③落札率が100%となっている契約の予定価格設定に関する妥当性、等の点検・見直しを実施し、関係部門への提言を行っている。 平成24年度は、平成23年12月から平成24年12月までに締結された225件の契約について審議を行い、一者応札・応募等事案についてフォローアップ票を作成のうえ委員会で報告し、事後点検を受けている。 委員会審議の議事概要及びフォローアップ票については、ホームページにおいて公表している。</p> <p>(6) 契約業務の競争性、公平性、透明性の確保 契約業務については、原則として1件の契約予定金額が100万円を超える案件については、一般競争入札によるものとし、一定金額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ契約に関する重要事項の審議を行っている。 契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらずホームページにて公表することにより競争性、公平性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行した。</p> <p>(7) その他 株式会社メド城取が当センターに対し3.8億円の債権があるとされていることについては、同社から債権の内容が開示されていないため事実確認ができていない。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目12■ 法令遵守等内部統制の適切な構築</p>	<p>(総合的な評定) 内部統制確立のため、監査室による内部監査、監事による業務監査、会計監査人による外部監査を、連携を図りながら実施している。 監査室による内部監査については、内部監査細則に基づき内部監査実施基準を定めて監査手続きの明確化を図り、外部資金による研究費等の経理に関する事項等を重点事項として実施している。 監事による業務監査は、科学研究費に関する物品購入手続きの妥当性及び契約に関する審査・監視体制を重点事項として実施している。 会計監査人による外部監査は、財務諸表、決算報告書及び事業報告書等について独立行政法人の監査の基準に準拠した監査を実施している。また、会計監査人を講師とした簿記研修、コンプライアンス研修を実施した。 コンプライアンス室では、相談時間を増やしたり、コンプライアンス室投書箱の設置、法律に詳しいコンプライアンス室補助者も配置し更なる充実を図るとともに、予防に重点を置いた問題発生から解決までの手続きの流れのシステム作りに取り組む等、より一層の職員の啓発、環境整備を進めている。 契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募、100%落札等の契約について点検・見直しを継続し、フォローアップを行っている。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 内部監査を担当する監査室において、内部監査細則に基づき内部監査実施基準を定め、監査手続きの明確化を図り、外部資金による研究費等の経理に関する事項、契約に関する事項、収入管理・債権管理に関する事項、給与、勤務時間管理に関する事項、法人文書管理に関する事項、倫理規程・行動規範の遵守状況及び内部通報事務の実施状況を重点事項とする内部監査計画を策定し、監査を実施したことは評価する。</p>	
<p>[評価の視点] ・内部統制（業務の有効性、効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点） ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等</p> <p>・契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表しているか。</p> <p>・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○ ・監査室では、内部監査細則に基づき内部監査実施基準を定めて監査手続きの明確化を図り、外部資金による研究費等の経理に関する事項等を重点事項として内部監査を実施している。（業務実績44頁参照） ・監事は、科学研究費に関する物品購入手続きの妥当性及び契約に関する審査・監視体制を重点項目として業務監査に取り組んでいる。（業務実績44頁参照） ・会計監査人は、財務諸表、決算報告書及び事業報告書等について独立行政法人の監査の基準に準拠した監査を実施し、簿記研修・コンプライアンス研修を行った。（業務実績44頁参照） ・コンプライアンス室では、相談時間を増やしたり、予防に重点を置いた問題発生から解決までの手続きの流れのシステム作りに取り組む等、より一層の環境整備を進めている。（業務実績44頁参照）</p> <p>実績：－ ・関連公益法人との契約実績は該当がない。</p> <p>実績：○ ・1件あたりの契約予定金額が100万円を超える案件については、原則として一般競争入札を実施しており、さらに「随意契約見直し計画」に基づく取組については、ホームページにて公表を行っている。（業務実績44頁参照） ・平成20年度の見直し計画における随意契約から一般競争入札への切り換えについては、21年度中に終了しており、24年度においては、少額なものを除き、真に随意契約とせざるを得ないもののみを随意契約とし、ホームページにて公表もしている。（業務実績44頁参照）</p> <p>実績：○ ・契約の方式等は、契約に関する事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として会計規程及び契約事務取扱細則に規定されており、契約事務の実施にあたっては、これら両規程等を遵守し、適切に行っている。</p> <p>実績：○ ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、契約方法、入札参加資格条件の妥当性等を検討するなど、契約に関する事務の適正化に努めている。（業務実績44頁参照）</p>		<p>(各委員の評定理由) ・内部監査実施基準を制定し、内部監査においては、外部資金による研究費等の経理に関する事項を重点監査事項と位置付け、また、監事監査においては、科学研究費に関する物品購入手続きの妥当性等を重点監査事項と位置付けるなど、前年度に問題とされた公的研究費の経理等の適正化の観点から、法令遵守態勢の強化を図っていることは、評価できる。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結に当たっては、契約予定金額が100万円を超える案件については、原則として一般競争入札を実施し、競争性を確保している。また、契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらず、ホームページにて公表し、透明性を確保している。（業務実績44頁参照） ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、契約方法、入札参加資格条件の妥当性等を検討するなど、契約に関する事務の適正化に努めた。また、一者応札になった案件については、契約者以外の応札希望者に対して、改善すべき事項等のアンケート等を実施し、その改善に努めた。（業務実績44頁参照） 	
<p>・「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約見直し計画により競争性のある随意契約の一般競争入札への切り換えは、すでに完了しており、少額随意契約（1件の契約予定金額が100万円未満）を除き、原則として一般競争入札を行い、真にやむを得ず随意契約を行った場合には内容を公表し、透明性を確保している。（業務実績44頁参照） 	
<p>・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結に当たっては、契約予定金額が100万円を超える案件については、原則として一般競争入札を実施し、競争性を確保している。また、契約金額が100万円を超える案件については、契約方法に関わらず、ホームページにて公表し、透明性を確保している。（業務実績44頁参照） ・一定額以上の契約については、外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を行い、契約方法、入札参加資格条件の妥当性等を検討するなど、契約に関する事務の適正化に努めた。また、一者応札になった案件については、契約者以外の応札希望者に対して、改善すべき事項等のアンケート等を実施し、その改善に努めた。（業務実績44頁参照） 	
<p>・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を設置し、①競争性のない随意契約の妥当性、②一者応札・一者応募に対する改善方策の妥当性、③落札率が100%となっている契約の予定価格設定の妥当性等について点検・見直しを実施し、関係部門に提言を行っている。（業務実績44頁参照） ・平成24年度は、平成23年12月から平成24年12月までに締結されたの225件の契約について審議を行い、一者応札・応募等事案についてフォローアップ票を作成のうえ委員会で報告し、事後点検を受けている。（業務実績44頁参照） ・委員会審議の議事概要及びフォローアップ票については、ホームページにおいて公表している。（業務実績44頁参照） 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績																						
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 2,100百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 寄附や受託研究の受け入れ等による外部資金の獲得を一層推進する。</p> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成24年度においても長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 2,100百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第3 予算、収支計算書及び資金計画</p> <p>1. 自己収入の増加に関する事項 寄附受け入れについては、ホームページ上で、担当部署の明確化、具体的な目的及び税制上の優遇措置等について案内をし、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供や手続きにかかる助言を行う等、その獲得に努めた。</p> <p>【外部資金獲得状況】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>寄 附</td> <td>34件 39,754千円</td> </tr> <tr> <td>厚生労働科学研究費</td> <td>122件 830,511千円</td> </tr> <tr> <td>文部科学研究費</td> <td>130件 202,454千円</td> </tr> <tr> <td>その他の競争的資金</td> <td>35件 97,310千円</td> </tr> </table> <p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センター機能の維持・向上のための整備については長期借入を行わず、内部資金等を活用する事によって行った。 また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおり償還を行い、その残高を減少させた。</p> <p>【財政融資資金】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度末残高</td> <td>平成24年度償還額</td> <td>平成24年度末残高</td> </tr> <tr> <td>8,881,077千円</td> <td>元金 682,888千円</td> <td>8,198,189千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利息 107,325千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計 790,213千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>第4 短期借入金の限度額 平成24年度における短期借入金はない。</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 平成24年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成24年度の決算において796百万円の剰余が生じたため、積立金とすることとしている。</p>		平成24年度	寄 附	34件 39,754千円	厚生労働科学研究費	122件 830,511千円	文部科学研究費	130件 202,454千円	その他の競争的資金	35件 97,310千円	平成23年度末残高	平成24年度償還額	平成24年度末残高	8,881,077千円	元金 682,888千円	8,198,189千円		利息 107,325千円			合計 790,213千円	
	平成24年度																								
寄 附	34件 39,754千円																								
厚生労働科学研究費	122件 830,511千円																								
文部科学研究費	130件 202,454千円																								
その他の競争的資金	35件 97,310千円																								
平成23年度末残高	平成24年度償還額	平成24年度末残高																							
8,881,077千円	元金 682,888千円	8,198,189千円																							
	利息 107,325千円																								
	合計 790,213千円																								

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要な事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項 長期借入を行わず自己資金を活用し、研究・医療の高度化や経営面の改善及び教育研修環境改善のための施設整備として、 ①教育研修棟新築工事 ②バイオバンク棟増築工事 ③院内保育所改修工事 等を実施し、平成22年度に策定した中期的整備計画に基づく保守及び修繕についても必要な整備を行った。</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目13■ 予算、収支計画及び資金計画等 短期借入金の限度額 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 剰余金の使途</p>	<p>(総合的な評定) 寄附受け入れについては、ホームページにて具体的な目的等の案内を行い、その他の競争的資金についても職員に対する情報提供や手続きにかかる助言を行う等、獲得に努めている。 研究・医療の高度化、経営面の改善、患者の療養環境の改善等のための整備については、自己資金等を活用し、借入金の元利償還を約定通り行うことにより、長期借入金の残高を減少させることができた。 自己資金等を活用し、計画的な資金繰りを行うことにより、短期借入金は必要としなかった。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 寄附受け入れについては、ホームページで具体的な目的等の案内を行い、その他の競争的資金についても職員に対する情報提供や手続きにかかる助言を行う等、獲得に努めていることは評価する。</p>	
<p>[評価の視点] ・民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄付や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行っているか。 ----- ・センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めているか。 ----- ・大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保しているか。 ----- ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては、事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点） ----- ・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点） ----- ・短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。 ----- ・固定資産等の活用状況等について評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○ ・寄附受け入れについては、ホームページ上で具体的な目的等を案内し、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供や手続きにかかる助言を行う等、その獲得に努めた。（業務実績47頁参照） ・寄附及び受託研究等の競争的資金を受け入れるための担当部署を明確にし、規程等に則り適切な運用を行っている。 ----- 実績：○ ・センター機能の維持・向上のための整備については、長期借入を行わず、内部資金等を活用することによって行った。また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおりの償還を行いその残額を減少させた。（業務実績47頁参照） ----- 実績：○ ・大型医療機器等の投資に当たっては、センター内に設置した「施設・医療機器等整備委員会」において、償還確実性についても検証を行い整備の可否を決定している。 ----- 実績：○ ・時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金の運用はない。 ----- 実績：○ ・計画的な資金繰りを行い、短期借入金を必要としなかった。（業務実績47頁参照） ----- 実績：○ ・保有資産については、病院事業、研究事業及び臨床研究事業等に有効活用している。また、老朽化した宿舎は除却し、教育研修センターの整備を行い跡地を有効活用している。</p>		<p>(各委員の評定理由) ・外部資金の獲得、長期借入金の償還、必要な施設・設備の整備等、計画に沿った継続的な努力が認められる。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により、診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、コスト削減に努め収支改善を推進したことにより、当期総利益796百万円を計上した。 利益剰余金については、経営基盤を安定させ、質の高い医療の提供に欠くことのできない新規投資及び長期借入金の償還に充当する資金として必要な額である。（業務実績47頁参照） 	
<p>・中期計画に掲げる施設・設備整備について、計画的に進展しているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資金を活用し、研究・医療の高度化や教育研修環境改善のため①教育研修棟新築工事②バイオバンク棟増築工事等を実施し、平成22年度に策定した中期的整備計画に基づく保守及び修繕についても必要な整備を行った。（業務実績48頁参照） 	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績						
<p>第5 その他業務運営に関する重要な事項</p> <p>2. 人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2. 人事システムの最適化 課長相当職以上の業績評価制度を実施するとともに、一般職員、年俸制職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価する。また、評価結果を職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う。</p> <p>女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2. 人事システムの最適化 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において実施し、その他職員については平成24年度から実施した。</p> <p>国立病院機構との人事交流については、円滑な交流を進められるよう、異動が職員の不利益とならないようにするために、給与制度の基本となる部分については、国の制度を踏まえて国立病院機構と同じくすることとした。また、異動者の給与水準を維持するための現給補償制度についてお互いに決定した。さらに、退職手当の期間通算を設けることで、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。転籍出向や在籍出向といった制度を構築し適切に運用を図り、平成24年度中の国、国立病院機構、他のNCとの人事交流は転出入併せて50人となった。</p> <p>女性の働きやすい環境整備について、独法発足時において国の制度と比較した場合に、育児短時間勤務制度の対象範囲拡大及び3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限するなど制度面での充実を図るとともに、平成25年4月に院内保育所を開設した。</p> <p>医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を平成22年度から行い、導入効果を検討しながら計画的な増員を行っており、平成23年度に引き続いて平成24年度12名とした。</p> <p>3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくとともに、人件費率の高騰を招かないよう、収支相償の原則のもと、医療安全や労働基準法等各種法令を遵守しつつ、適正な人員位置を行うための増員計画を策定し、人員確保に努力した。</p> <p>また、職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員については公募制を基本として採用委員会により優秀な人材の確保に努め、平成24年度の常勤職員の公募を29件行った。</p> <p>1. 看護師確保対策の推進 1) 看護師確保対策 看護部、人事部が協力し看護大学、助産学校等の訪問や各種就職説明会への参加など、センター外での活動を行った。</p> <table border="0"> <tr> <td>センター内見学説明会</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>業者による説明会</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>看護大学等学内説明会</td> <td>6回</td> </tr> </table> <p>2) 離職防止策 2 交替制勤務を推進し、平成24年度は2看護単位で導入した。</p> <p>3) 看護師の処遇改善 平成22年度から、看護師の勤務実態に応じた諸手当の新設、改定等を行い、引き続き処遇改善に努めている。</p> <p>専門看護手当、夜間看護等手当</p> <p>2. 医師の処遇改善 平成22年度に行った以下の改善策を平成23年度に続き平成24年度も踏襲した。</p> <p>①医師の勤務実態に応じた緊急呼出待機手当、分娩手当、救急医療体制確保手当等の諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。</p> <p>②医長以上は年俸制にすることで、業務実績を業績年俸に反映できる制度とした。</p> <p>③一部の診療科においては、交替制勤務を導入することで勤務時間の改善を図った。</p> <p>【説明資料】 資料26：基本給表等別男女別職員数 [87頁] 資料27：平成25年度の増員等について [88頁] 資料28：常勤職員公募リスト [90頁]</p>	センター内見学説明会	3回	業者による説明会	4回	看護大学等学内説明会	6回
センター内見学説明会	3回								
業者による説明会	4回								
看護大学等学内説明会	6回								

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の見解を聞くよう、努めること。</p>	<p>(2) 指針</p> <p>センターの平成22年度期首における職員数を751人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 31,524百万円</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の見解をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。</p>	<p>(2) 指針</p> <p>安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。</p> <p>技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成し、センター内の周知を図る。</p> <p>また、センターの業務実績についての情報開示をホームページにて行う。</p> <p>ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の見解を直接聞く場を設ける。</p>	<p>(2) 指針</p> <p>平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療養環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。</p> <p>平成22年度は、病棟再編計画の第1段階を12月に行い、9階東病棟をスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことに伴い、非常勤看護師8名を常勤看護師として採用し、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。</p> <p>平成23年度は、第2段階として救急入院病床8床を設置し、夜間緊急入院の受入病床を確保することで、他の病棟の夜間の安定を保持した。また、周産期病床30床の増床、MFICUの設置などを行い、地域医療計画の中で当センターの役割を担う体制を整備した。</p> <p>平成24年度は、第3段階としてGCU病床12床の増床、小児入院医療管理料1の取得のための増員を行い、看護体制の強化を図り、看護師32名を増員し確保したところである。</p> <p>技能職については、平成24年度内に退職はなかったが、退職があった場合は引き続き非常勤職員による後補充を行い、業務の集約がはかられてきた段階で、その業務を外部委託する方向で検討を行う。</p> <p>4. その他の事項</p> <p>平成23年度において、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点や解決に向けての方策等について意見交換を行い、その意見交換を踏まえて、センターとして取り組むべき事項を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要性が高く早急に着手する必要がある事項、又は迅速な対応が比較的可能な事項 ・重要性はあるが人員の増強や予算等が関係し時間がかかる事項、又は緊急性がそれほど高くない事項 <p>とに区分したアクションプランを作成した。これに基づき緊急性が高い項目を優先に取り組みを実施している。</p> <p>平成24年度は、理事長自ら若手医師との意見交換を実施し、更なる問題点の洗い出し、改善策の立案に努めている。</p> <p>【説明資料】 資料29：アクションプラン関係 [91頁]</p>

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>■評価項目14■ 人事システムの最適化 人事に関する方針 その他事項</p>	<p>(総合的な評定) 平成24年度は人事評価制度の対象職員を拡大し全職員に対して実施した。 人事交流を円滑に推進できるよう、退職手当の期間通算や異動者の現給補償等の制度を引き続き運用することにより、国・国立病院機構・他のNCなどで転出・転入併せて50人の人事交流を行った。 育児短時間勤務制度の対象範囲拡大、こどもを養育する職員の時間外勤務制限、院内保育所の設置についての検討等、働きやすい環境の整備に努めている。 良質な医療を効率的に提供するため、医療安全や労働基準法等各種法令を遵守しつつ、人件費率の高騰を招かないよう適正な人員配置を行うための増員計画を策定し、看護大学、助産学校等への訪問や各種就職説明会への参加など人材確保に向けての取り組みを行っている。 理事長及び理事により、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点や解決に向けての方策等について意見交換を行い、重要性や緊急性等を考慮したアクションプランを作成し、緊急性が高い項目については取り組みを開始している。</p>		<p>(委員会としての評定理由) 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度について、対象者を拡大し全職員を対象に実施した。また、女性の働きやすい環境整備について、子育て支援に係る育児短時間勤務制度、3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限する制度など各種制度の周知を図るとともに、院内保育所の設置に係る準備を行い25年4月に院内保育所を開設することとしたことは評価する。</p>	
<p>[評価の視点] ・職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入するとともに、適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の効率的運営につなげているか。 ・人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築しているか。 ・女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるように、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努めているか。 ・医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応し、経営に十分配慮しているか。 ・幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努めているか。 ・医療ニーズに適切に対応するため、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は、看護部門において看護師等において実施した。平成24年度は、その他一般職員について実施した。（業務実績51頁参照）</p> <p>実績：○ ・退職手当の通算期間及び在職出向や転籍出向といった制度等を構築し適切に運用を図り、国、国立病院機構等との平成24年度中の人事交流は転出入併せて50人となった。（業務実績51頁参照）</p> <p>実績：○ ・女性の働きやすい環境整備として、独法発足時において国の制度と比較した場合に育児短時間勤務制度の対象範囲拡大及び3歳までの子を養育する職員の請求により時間外勤務を制限するなど制度面での充実を図った。平成24年度においては、院内保育所設置について検討を行い、平成25年4月から院内保育所の運営を開始した。（業務実績51頁参照）</p> <p>・医師の業務軽減策として、医療クラークの導入を行い、導入効果を検証しながら、計画的に増員を行っている。（業務実績51頁参照） 平成23年度 12名 平成24年度 12名</p> <p>実績：○ ・良質な医療を効率的に提供していくため、人件費率の上昇を招かないよう収支相償の原則を守りつつ、医療安全や労働基準法等の遵守を考え、平成25年度に向け増員を計画した。（業務実績51頁参照）</p> <p>・平成25年度の増員計画は、小児がんセンター構想、医療安全の推進、労働基準法等の法令遵守などに伴い医師3名、看護師14名、その他コメディカル等15名の計32名とした。（業務実績51頁参照）</p> <p>実績：○ ・職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員の採用については、公募制を基本としたところであり、平成24年度の常勤職員の公募件数は29件であった。（業務実績51頁参照）</p> <p>実績：○ ・平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療養環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。（業務実績52頁参照）</p> <p>・平成24年度においてはGCU病床12床の増床を行うことで、地域医療計画の中で当センターの役割を担う体制を整備するとともに、3病棟で小児入院医療管理料Ⅰを取得するため、必要な看護師の確保を行った。（業務実績52頁参照）</p>		<p>(各委員の評定理由) ・人事評価制度の全職員への適用拡大、人事交流、職場環境整備など、人事最適化のために継続的な取組が行われている点は、評価できる。</p>	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績（評価シート）

評価の視点		
<p>・技能職については、外部委託の推進に努めているか。</p>	<p>実績：○ ・平成24年度は定年を含む退職者はいなかったが、引き続き退職の後補充は非常勤職員とし、業務の集約が図られてきた段階で外部委託をすることを検討する。</p>	
<p>・センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努めているか。</p>	<p>実績：○ ・センターの理念、基本方針及び職員としての行動宣言についてイントラの掲示板に掲載するとともに、医療安全ポケットマニュアルにも掲載し職員の意識を高めることを行った。 ・年度計画及びアクションプランについては、イントラの掲示板において掲載するとともに、会議等を通じて職員に周知を図っている。（業務実績52頁参照）</p>	
<p>・アクションプランやセンターの成果について、国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めているか。</p>	<p>実績：○ ・センターの成果については、プレスリリースを行うとともに、ホームページにおいて積極的に公表を行った。</p>	
<p>・ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を聴取するよう努めているか。</p>	<p>実績：○ ・年度計画に係る進捗状況について、定期的に会議において報告を行い目標の達成に努めた。また、理事長及び理事により、各職場の一般職員等を対象にセンターが抱える問題点等について意見交換を行った。（業務実績52頁参照）</p>	
<p>・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>実績：○ ・業務の改善等について、多大な効果又は便益をもたらし、顕著な功績をあげた職員に対して表彰が可能となるよう規程を整備している。 ・組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において実施した。 平成24年度からは、その他一般職員についても実施した。（業務実績51頁参照）</p>	
<p>・業務改善の取組を適切に講じているか。（業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等）（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○ ・家族の視点に立った、よりきめ細やかな対応をするため、従来より実施している患者満足度調査のほか、より患者・家族の声を反映できる病院独自の患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。（業務実績26頁参照） ・センターとして取り組んだ業務の中で重要性等が高いものについては、職員に無記名のアンケートを実施する等を行うことにより率直な提案を受け、その業務の評価を行っている。 ・組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施し、平成23年度は看護部門において一般職員である看護師等において実施した。 平成24年度からは、その他一般職員についても実施した。（業務実績51頁参照）</p>	
<p>・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（厚労省評価委評価の視点）</p>	<p>実績：○ ・センターが実施する事務・事業については、センターに課せられた使命、国民のニーズ、費用に対する効果等を考慮しつつ、適切なセンター運営及び経営改善の観点から、各職場や委員会を通じ企画戦略会議、執行役員会議等の審議を経て、積極的な実施につながるよう見直しを行っている。</p>	